

特許庁委託事業
中国の知的財産権侵害
判例・事例集
2014年3月



JETRO

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度はWTO・TRIPS協定の成立、APECの進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成9年度より特許庁から委託を受け、「海外知的財産侵害対策強化事業」として、海外における我が国企業の知的財産保護に関する各種事業を実施しております。

本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2014年3月

日本貿易振興機構
進出企業支援・知的財産部
知的財産課

2013 年度 中国の知的財産権侵害判例・事例集

目次

【特許権】	3
1. 発明特許出願者が実際の発明者でない場合の氏名表示権が争われた事件	3
2. 実用新案特許権の進歩性の有無が争点となった事例	7
3. 製品の全体的形状及び各構成部分、配置方式が基本的に同一であれば、細部の装飾の相違 があっても、意匠の類似性の判断に影響はないとされた事件	12
【商標権】	18
4. 外国企業がその外国語名称の音訳の漢字を商標登録出願したところ、既存登録商標と類似 するとして登録が認められなかった事件	18
5. 過去に馳名商標の認定を受けたことを「相手方当事者が争わないとき」とは、商標審判段 階までをいうと判示した事件.....	21
6. 中国国内で製造された OEM 製品が専ら輸出用である場合、当該製品に商標を使用するこ とは商標法第 31 条にいう「使用」に該当しないとされた紛争事件.....	25
7. 社会一般に広く認識されている「略称」の他者による商標登録につき、商標法第 31 条が適 用されないとされた事件.....	30
8. 商標法第 41 条第 1 項を根拠に、抜け駆け登録商標の無効が認められた事件	33
9. 抜け駆け登録商標であるとの主張に対して、商標法第 13 条第 1 項、第 31 条、第 41 条第 1 項の適用がいずれも否定された事件.....	36
10. 商標使用に関する行政処罰が明らかに公正さを欠く場合に、法院が是正した事件	39
11. 消費者が使用する商標権侵害被疑商品の差押地の管轄権が否定された事件	42
12. ビール瓶の再利用行為につき商標権侵害が成立しないとされた事件	45
13. インターネット取引プラットフォーム経営者の商標権共同侵害責任が成立するとされた事 件	48
14. 多国籍企業の親会社と子会社が異なる国・地域において同一の商標を有する場合、親会社 による第三者に対する商標権譲渡契約の効果は子会社には及ばないとされた事例.....	51
【著作権】	55
15. 著作権法が制定される前の 1980 年代における職務著作物の著作性及び著作権の帰属につ いて判断が下された事例.....	55
16. 動物のアニメキャラクターの独創性及び識別性を認め、これと類似する図形に細部の相違 があっても著作権侵害が成立するとされた事件	59
【不正競争・営業秘密】	66
17. 営業秘密の一部が公開された場合でも全体的に非公知性が認められ、営業秘密に触れる機	

会があつた元幹部の退職後の類似商品の競争行為が営業秘密侵害とされた事件	66
18. 2012年民事訴訟法改正で登場した行為保全制度の実務上の適用例としての営業秘密保全事件	71
19. ドメインの登録について、商標権侵害と企業名称侵害は否定されたが、不正競争防止法違反とされた事件	73
20. 有名タレントの氏名のローマ字表記をドメイン名として登録した第三者の行為が、不正競争行為であると認定された事件.....	77

【特許権】

1. 発明特許出願者が実際の発明者でない場合の氏名表示権が争われた事件

1. 事件の性質

氏名表示権侵害紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：黃力等と雷光等の間における特許発明者氏名表示権（中国語では「署名権」。以下同じ）侵害紛争事件

争点：特許出願者と実際の発明者のどちらが特許発明者の氏名表示権を有するか

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院（2012）一中民初字第1284号

原 告：雷光、李乃強

被 告：黃力、劉双江、陳遠童、付深展、曹務波、葛明華、王志洲

第三者：山東瀚霖生物技術有限公司

判決日：2012年7月26日

第二審：北京市高級人民法院（2012）高民終字第3975号

上訴人：黃力等7名、山東瀚霖生物技術有限公司

被上訴人：雷光、李乃強

判決日：2012年11月16日

関連条文：特許法第17条第1項、特許法実施細則第13条

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118496177&keyword=%e9%bb%84%e5%8a%9b%e7%ad%89%e4%b8%8e%e9%9b%b7%e5%85%89%e7%ad%89%e5%8f%91%e6%98%8e%e5%88%9b%e9%80%a0%e5%8f%91%e6%98%8e%e4%ba%ba%e7%bd%b2%e5%90%8d%e6%9d%83%e7%ba%a0%e7%ba%b7&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

(1) 事実関係

原告雷光は2001年から2008年の間、上海凱賽生物化学技術材料有限公司（以下「上海凱賽公司」という）で技術者として働いていた。原告李乃強は2001年から上海凱賽の関連会社の山東凱賽生物化学技術材料有限公司（以下「山東凱賽公司」という。「上海凱賽公司」及び「山東凱賽公司」を合わせて「凱賽公司」と総称する）の技術者である。2006年に出願され、特許権付与日が2011年3月9日、原告2名が発明者、上海凱賽公司及び山東凱賽公司を特許権者とする、特許出願番号200610029784.6の生物発酵法による長鎖ジカルボン酸製造方法の発明特許（以下「先行特許」という）がある。

一方、被告の王志洲は2001年から2008年の間、山東凱賽公司で生産技術管理者として在籍し、被告葛明華もほぼ同じ時期に山東凱賽公司に生物技術品質管理の職員として在籍していたが、2008年から王志洲は山東凱賽公司を辞め、同年曹務波が設立した山東瀚霖生物技術有限公司（以下「瀚霖公司」という）の共同経営者となり、のち葛明華も瀚霖の幹部になった。2010年に瀚霖公司が特許出願した第20101060266.4号（以下「本件特許」という）においては、発明者は被告7名、公開日は2011年3月16日となっている。

原告2名は、以下の理由を主張し、発明者は自分ら2名であり、自分らの発明者としての氏名表示権が侵害されたことから、その侵害を停止し、新聞に謝罪広告を登載するよう求めた。すなわち、本件特許は核心部分が先行特許と同じであり、本件特許は原告2名が2003年に作成したSOP（標準作業手順書）に基づいたものであるため、発明者は被告7名ではなく、原告2名であり、本件特許の発明者氏名表示権は被告2名にあり、被告7名は原告2名の氏名表示権を侵害しているとの主張である。

これに対して、被告7名は、本件特許の出願書類は申請人である瀚霖公司が作成したものであり、発明者として氏名が表示された自分には責任がないこと、また、本件特許は職務発明であり、原告2名は瀚霖公司と何ら関係はなく、特許発明者として氏名表示する法的根拠はないことを根拠として反論した。

(2) 第一審判決

第一審法院は、次のとおり判示した。

発明者の氏名表示権は人格権であり、絶対的なものである。氏名表示権は、発明者の特許に対する創造的な貢献であり、特許権又は特許出願権の帰属の取決めによる影響を受けず、特許権又は特許出願権の移転からも影響を受けない。職務発明であるか否かを問わず、特許発明者の氏名表示権は特許の実質的な特徴に創造的な貢献をしたかどうかで決めるべきであり、特許権者又は特許出願権者の承認を受ける必要はない。

原告と第三者瀚霖公司とは契約関係にないが、特許の氏名表示権は創造性への貢献により確定されるべきものであって、特許出願権の帰属により確定されるものではない。

原告が提出したSOP（標準作業手順書）は真実性と信ぴょう性がある。

発明者とは、発明創造の実質的な特徴に創造性のある貢献をした者をいうが、発明の技術方法を盗用したか否かは、①盗用行為が疑われた者が盗用される技術方法に触れたかどうか、

及び②盗用される技術方法に比べ、当該技術方法が実質的な特徴があるかどうかにより定まる。

被告である王志洲と葛明華は、職務上、原告である上海凱賽公司の李乃強の実験記録に触れる可能性があり、原告の技術方法に触れることができ、しかも、両被告は独自の研究により本特許出願の技術方法を開発したことを証明する証拠を一切提出していない。

また、先行特許に比べ、本件特許の技術方法は何ら実質的な特徴もなく、創造的な労働ないし貢献がなくても、先行特許から直接本件特許の技術方法を得ることができる。

よって、原告らが本件特許の発明者であり、被告らは原告らの技術方法を盗用したものである。黄力、劉双江、陳遠童、付深展、曹務波 5 名の被告は創造性に貢献していないにも関わらず発明者として特許出願において氏名表示したことは、過失があり、王志洲と葛明華 2 名と共同して権利侵害を行い、原告らの本件特許出願における氏名表示権を侵害した。ただ、うち黄力、劉双江の 2 名は、その後本件特許出願から発明者としての氏名を抹消したので、この 2 名については権利侵害の責任を負わせない。

よって、被告らに対し、侵害を停止し、新聞に謝罪広告を登載することを命じる。

(3) 第二審判決

第一審被告のうち黄力、劉双江の 2 名は、「滸霖公司が会社として勝手に我々 2 名の氏名を使い本件特許出願に氏名表示したのであり、我々は何も関与していない。侵害責任を負うべきどころか、そもそも侵害自体が成立しない」ことを理由に上訴した。

また、第一審被告のうち、陳遠童、付深展、曹務波、葛明華、王志洲の 5 名は、「職務発明の氏名表示権はその所属する会社に依存するものであり、発明者はその所属する会社との関係なしに、その所属する会社以外の第三者に氏名表示権を主張することはできない。発明者を正確に表示することは特許出願者の責任であり、発明者は特許出願書類において発明者を明記する権利はない。本件特許の出願は陳遠童をはじめとする発明者が完成させたものであるから、雷光、李乃強 2 名は本件特許出願の発明者ではない」と主張した。

第一審の第三者である滸霖公司は、「雷光と李乃強は凱賽公司との関係すでに発明者としての権利・資格を行使しているので、滸霖公司に対して発明者の氏名表示権を主張する根拠はない」と主張した。

これに対して、第二審法院は、以下のとおり判示した。

特許法第 17 条第 1 項によると、発明者は特許文書において自らが発明者であることを明記する権利を有する。特許権は一種の財産権であるが、発明者としての身分は人格権である。特許権者、特許出願権者と発明者は必ずしも同一性を持たない。特許権者、特許出願権者が誰であろうと、発明者は特許文書において自らが発明者であることを表示する権利がある。すなわち、発明者は特許文書に氏名表示することを求める訴えの利益がある。

特許法実施細則第 13 条は、特許法にいう発明とは、発明創造の実質的な特徴に創造性のある貢献をした者であると規定している。「実質的な特徴」とは、特許法第 22 条第 3 項にいう「実質的な特徴」と同様の意味である。

先行特許は 2008 年 2 月 13 日にすでに公開されており、本件特許出願時の現有技術である

から、何人でも現有技術を踏まえて改善を加えることができる。雷光と李乃強が、自分らが本件特許出願の発明者であることを主張するには、現有技術を踏まえて本件特許出願に創造性のある貢献をしたことを立証しなければならない。第一審判決の 2003 年の SOP の真実性の認定は法律の規定に合致すること、本件特許出願は雷光と李乃強による技術方法に比べ実質的な特徴がないこと、王志洲と葛明華は雷光と李乃強による技術方法に触れることができるばかりでなく、独自に本件特許出願を研究開発したことを証明する如何なる証拠も提出できていないことから、本件特許出願の発明者とはいえない。にもかかわらず発明者として本件特許出願に氏名表示したことは、雷光と李乃強の発明者としての氏名表示権を侵害したものである。よって、第一審判決を支持する。

5. 解説

本事件は「人民法院報」等によって「特許氏名表示権に関する中国のトップの事件」として取り上げられたほど有名な事件である。

第一審判決・第二審判決とも、特許権又は特許出願権の権利者は特許の発明者とは別概念であり、必ずしも同一の主体とは限らないこと、発明者の氏名表示権は人格権であり、財産権としての特許権及び特許出願権の帰属とは無関係であることを判示した。また、技術方法の盗用の認定条件として、①盗用行為が疑われた者が盗用される技術方法に触れたかどうか、及び②盗用される技術方法に比べ、当該技術方法が実質的な特徴があるかどうかにより定まるとした。当該認定基準は、今後の類似事件においても参考とされるであろう。

6. 企業へのメッセージ

企業としては、発明者の認定を慎重に行い、関連する証拠を残す等して、発明者の認定に関する紛争が生じないよう、万全を期しておくべきである。このことは、本事件のような発明者氏名表示権に係る紛争を防ぐという意味だけでなく、職務発明創造者への奨励及び報酬に係る紛争を防ぐという意味でも非常に重要である。

2. 実用新案特許権の進歩性の有無が争点となった事例

1. 事件の性質

実用新案特許権無効行政紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：趙東紅、張如一及び第三者鄒繼豪と国家知的財産権局特許再審査委員会との間の実用新案特許権無効行政紛争の再審申立事件

争点：実用新案特許権の進歩性があるといえるか否か

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院（2009）一中行初字第466号

原 告：趙東紅、張如一

被 告：国家知的財産権局特許再審査委員会（以下「特許再審査委員会」という）

第三者：鄒繼豪

判決日：不明

第二審：北京市高級人民法院（2010）高行終字第811号

上訴人：趙東紅、張如一

被上訴人：特許再審査委員会、鄒繼豪

判決日：不明

再審：最高人民法院（2011）知行字第19号

再審申立人：特許再審査委員会

再審被申立人：趙東紅、張如一

判決日：2012年1月19日

関連条文：「特許法」第22条第3項、「特許審査指南」第4部分第6章4

出典：

中国政府法制信息網

<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/aljx/201212/20121200379235.shtml>

中華人民共和国最高人民法院ウェブサイト

4. 事件の概要

(1) 事実関係

1997年5月28日、趙東紅、張如一（以下「権利者」と総称する）は、「握力計」という名称の第97216613.0号実用新案特許権を出願し、1998年9月23日、実用新案特許権（以下「本件実用新案特許権」という）が付与された。2008年4月28日、第三者は、本件実用新案特許権について、進歩性を有しないことを理由に、特許再審査委員会に無効宣告請求を行った。

特許再審査委員会は、本件実用新案特許権は進歩性を欠き、特許法第22条第3項の規定を満たさないとして、本件実用新案特許権は無効であるとの決定を下した。その理由は、本件実用新案特許権の申請日の前にすでに公開されている技術である、①他者の日本における特許権（体力測定器）及び②他者の中国における特許権（手提げ式デジタル秤）の組み合わせから、当業者が、本件実用新案特許権の権利要求書に記載されている握力計を想到することは容易であることにあった。

権利者は、上記決定を不服として、北京市第一中級人民法院に無効宣告取消訴訟を提起した。

(2) 第一审判決

第一審法院は、「権利者の主張はいずれも成立せず、特許再審査委員会の決定を支持する」との判決を下した。

権利者は、上記の第一審判決を不服として、北京市高級人民法院に上訴した。上訴の理由の1つは、上記の「手提げ式デジタル秤」に関する特許権は、本件実用新案特許権の「握力計」とは、技術分野が異なり、「現有技術」に含めるべきではなかったにもかかわらず、第一審判決がこれを「現有技術」に含めたことは事実根拠に欠けるという点にある。

(3) 第二審判決

第二審法院は、次のとおり判示した。

特許法第22条第3項が規定する進歩性とは、現有技術と比べて当該実用新案に実質的な特色と進歩があることである。「手提げ式デジタル秤」は重さを測定する装置であるところ、本件実用新案特許権の「握力計」は、その目的も力の伝わる方向も異なるから、異なる技術領域というべきである。

よって、本法院は、第一審判決を取り消し、特許再審査委員会の決定をも取り消す。

(4) 再審判決

最高人民法院は、再審判決において、次のとおり判示した。

実用新案の進歩性は、実用新案が現有技術と比べて当該実用新案に実質的な特色と進歩があることをいう。実用新案の進歩性の基準は、発明の進歩性の基準より低い。発明特許と実

用新案の進歩性の基準は異なるため、現有技術との比較の際に考慮されるべき技術領域も異なるべきである。

技術領域とは、保護を主張する発明又は実用新案の帰属又は応用の具体的な技術領域のことといい、その上位又は相隣の技術領域でもなければ、発明又は実用新案それ自体でもない。

本件特許は「握力計」という実用新案の特許であり、その進歩性の有無については、まず、握力計自体の技術領域及び隣接又は関連する技術領域を確定すべきである。技術領域の範囲の確定と特許の進歩性の要求の程度との間には、密接な関連性がある。実用新案において進歩性の基準の要求は比較的に低いため、考慮される現有技術の範囲も比較的に狭くすべきである。通常は、実用新案特許の属する技術領域の現有技術と比較すべきであるが、公知の技術がすでに明確な技術ヒントを与え、本領域の技術者が隣接又は関連する技術領域に現有技術を探り出すように促されているようなとき、隣接又は関連する技術領域の現有技術を考慮すべきである。

本件実用新案特許権の「握力計」は、上記「手提げ式デジタル秤」と同一技術領域とはいえない。ただ、力を測定して力を伝える装置の原理が基本的に同じであるため、本件実用新案特許権の「握力計」と上記「手提げ式デジタル秤」とは近い技術領域といえる。しかし、上記「手提げ式デジタル秤」は明確なヒントを与えていない以上、特許再審査委員会が本件実用新案特許権の進歩性の認定について「手提げ式デジタル秤」の力を伝える装置を考慮した点において、法律適用の誤りがある。

よって、特許再審査委員会の再審請求を棄却する。

5. 解説

実用新案特許権の「進歩性」に関する中国の法令等の規定は、以下のとおりである。

中国の「特許法」第22条第1項によると、発明及び実用新案に特許権が付与されるためには、(1)新規性、(2)進歩性及び(3)实用性の各条件を備えていなければならない。もちろん、特許権付与の条件としては、他にも、出願書類や出願手続が適法・適式なものでなければならない等の条件も存在する。

「特許法」の第三次改正（2008年）により、特許権の「新規性」（第2項）及び「進歩性」（第3項）の内容が修正され、「現有技術」概念（第5項）を基礎として定義されることとなった。

まず、「新規性」とは、当該発明又は実用新案が現有技術に該当せず、いかなる単位又は個人も同一の発明又は実用新案を出願日前に国務院特許行政部門に出願しておらず、かつ出願日後に公開された特許出願文書又は公告された特許文書に記載されていないことをいう（特許法第22条第2項）。

次に、「進歩性」とは、現有技術に比べ、「発明」の場合は、際立った実質的特色と顕著な進歩があり、「実用新案」の場合は、実質的な特色と進歩があることをいう（特許法第22条第3項）。

上述した特許法第22条第3項の文言から明らかなように、発明の方が実用新案よりも高度

な進歩性が要求されている。

また、「現有技術」とは、「出願日前に国内外で公衆に知られている技術」をいう（特許法第22条第5項）。第三次改正前の特許法では、現有技術の定義規定が無かった。また、2010年に改正される前の特許法実施細則では、「出願日（優先権がある場合には優先権日とする）前に国内外の出版物に公開発表され、国内で公開使用され、又はその他の方式で公衆に周知される技術」と定義されていたが、第三次改正特許法第22条第5項の定義では地域的区別が取り扱われ、範囲が広くなっている。

実用新案特許権の出願書類を受理した国家知識産権局は、予備審査の結果、拒絶理由が発見されない場合は、実用新案特許権を付与する決定を行い、相応の特許証を交付し、同時に登録及び公告を行う。実用新案特許権は公告の日から効力を生じる（特許法第40条）。

特許権付与が公告された日から、いかなる単位又は個人も、その特許権の付与が特許法の関係規定に適合しない（例えば、「進歩性」を有せず、特許法第22条第3項に反すること）と認めた場合は、特許再審査委員会にその特許権の無効宣告を請求することができる（特許法第45条）。特許再審査委員会は、特許権無効宣告の請求に対して、(1)特許権無効宣告、又は(2)特許権維持のいずれかの決定を行うことになる。特許再審査委員会の決定に不服があるときは、人民法院に行政訴訟を提起することができる（特許法第46条）。無効宣告された特許権は初めから存在しなかったものとみなされる（特許法第47条第1項）。

ところで、国家知識産権局は、無効宣告手続における実用新案特許権の審理等に資するため、「特許審査指南」（2010年）を策定・公表している。「特許審査指南」第4部分第6章4には、「実用新案特許権の進歩性」に関する審査基準が記載されている。その主な内容は、以下のとおりである。

①特許法第22条第3項の規定によると、発明の進歩性は、現有技術と比べて当該発明に際立った実質的特色と顕著な進歩があることをいうのに対して、実用新案の進歩性は、現有技術と比べて当該実用新案に実質的な特色と進歩があることをいう。従って、実用新案特許の進歩性の基準は、発明特許の進歩性の基準よりも低い。進歩性の判断基準についての両者の相違は主に、現有技術の中に「技術的ヒント」があるかということで示される。現有技術の中に「技術的ヒント」があるかを判断する際、発明特許の場合と実用新案特許の場合とでは以下のとおり「現有技術の分野」及び「現有技術の数」という2つの相違がある。

②現有技術の分野

発明特許については、当該発明特許の属する技術分野のみならず、それに隣接若しくは関連する技術分野、及び当該発明により解決され得る技術的課題でその分野の技術者が技術的手段を探り出すこととなる他の技術分野を合わせて考慮しなければならない。実用新案特許については一般的に、当該実用新案特許の属する技術分野に着眼して考慮すべきである。ただし、現有技術で明らかなヒントが与えられる場合、例えば、現有技術に明確に記載されており、その分野の技術者が隣接或いは関連する技術分野から関連の技術的手段を探り出すこととなる場合には、その隣接或いは関連する技術分野を考慮してもよい。

③現有技術の数

発明特許については、1つ若しくは2つ又は複数の現有技術を引用してその進歩性を評価

することができる。実用新案特許については、一般的に、1つ又は2つの現有技術を引用してその進歩性を評価することができる。「単純に寄せ集めた」現有技術によりなされた実用新案特許の場合は、状況に応じ複数の現有技術を引用してその進歩性を評価することができる。

上述のとおり、最高人民法院の判決は、「現有技術の範囲」に該当するか否かを判断基準としており、基本的には、「特許審査指南」の判断基準に従っているといえる。そして、現有技術の範囲について、「手提げ式デジタル秤」と「握力計」とでは、技術分野が異なること、しかも、「手提げ式デジタル秤」の先行技術は本件実用新案特許権についての明確なヒントを与えていないことから、結論においては、本件実用新案特許権が進歩性を有することを認めた。

この事例からいえることは、「係争特許権と現有技術の技術分野の異同」（また、もし技術分野が異なる場合でも、現有技術が係争特許についての明確なヒントを与えていているか否か）という点が「進歩性の有無」を左右する極めて重要な点となることである。

6. 企業へのメッセージ

近時、中国では、実用新案特許権の出願件数が急激に増加している。実用新案特許権は、発明特許権とは異なり、ほとんど実体審査をせずに権利化が可能であること、とくに中国国内企業が各種優遇措置を受ける等の目的で出願数を増加させていること等が急増の背景にあるものと考えられる。最近では、日本企業・日系企業も、中国において積極的に実用新案特許権の出願を行うようになっている。

このように近時は中国における実用新案特許権が注目を集めているが、その1つの大きな特徴は、発明特許権に比べて「進歩性」が低いもので足りるという点にある。日本企業・日系企業が中国で係争特許の無効宣告請求の事案に係わる場合においても、上記のこと留意しながら無効宣告請求事案に対処していく必要がある。

日本企業・日系企業が無効宣告請求をした場合、「係争特許権と現有技術の技術分野が同じであること」（また、もし技術分野が異なるとしても、現有技術が係争特許についての明確なヒントを与えていること）を示すことができるかどうかという点が、係争特許権を無効とするための有力なポイントになるといえよう。

3. 製品の全体的形状及び各構成部分、配置方式が基本的に同一であれば、細部の装飾の相違があっても、意匠の類似性の判断に影響はないとされた事件

1. 事件の性質

意匠特許権侵害紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：佳芸家具廠と君豪家具有限公司の意匠特許権侵害紛争事件

争点：製品の全体的形状及び各構成部分、配置方式が基本的に同一であるが、細部の装飾の相違がある場合、意匠の類似性が認められるか

3. 書誌的事項

第一審：広東省中山市中級人民法院（2010）中中法民三初字第83号

原 告：佳芸家具廠

被 告：君豪家具有限公司

判決日：不明

第二審：（2011）粵高民三終字第229号

上訴人：佳芸家具廠

被上訴人：君豪家具有限公司

判決日：2011年6月10日

再審：最高人民法院（2011）民申字第1406号

再審申立人：君豪家具有限公司

再審被申立人：佳芸家具廠

判決日：2011年11月22日

関連条文：特許法第11条第2項、第59条第2項

最高人民法院「特許権侵害紛争事件の審理の適用法律に関する若干問題の解釈」第8条

出典：

広東法院網

<http://www.gdcourts.gov.cn/gdcourt/front/front!content.action?lmdm=LM41&gjid=20121110103101437994>

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118614593&keyword=%e4%bd%b3%e8%89%ba%e3%80%80%e5%90%9b%e8%b1%aa&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

(1) 事実関係

佳芸家具廠（以下「佳芸」という）は「三抽斗簞笥（卵型）」の意匠権（以下「本件意匠権」という。図1参照）を有している。

他方、君豪家具有限公司（以下「君豪公司」という）も3段抽斗檜円形簞笥を製造・販売している（以下「係争製品」という。図2参照）。

2010年9月、佳芸は君豪を被告として意匠権侵害訴訟を提起した。

(2) 第一審判決

第一審法院は、次のとおり判示した。

係争製品は、確かに本件意匠権製品と外観形状が類似しているが、簞笥の本体表面に施された花模様、模様の表現形式および外観形状と模様との組合せに差異があり、これにより両者間において、全体的に視覚的効果が明らかに異なっている。よって、係争製品は本件意匠権の侵害にあたらない。

(3) 第二審判決

第二審法院は、次のとおり判示した。

長方形の3段抽斗簞笥及び八角形の飾り枠が「卵型」の円柱の簞笥本体と組み合わせられていることが本件意匠のもっとも顕著な特徴である。君豪公司は本件意匠権製品の形状が同種類の製品において一般的な手法であることを証明できておらず、装飾の模様のみ相違があるに過ぎず、全体的な視覚的効果から見て類似性があるといえ、本件意匠権に対する侵害に該当する。

(4) 再審判決

最高人民法院は、再審判決において、次のとおり判示した。

係争製品と本件意匠権製品は、外観全体の形状、本体の各構成部分及び配置方法において基本的に同一である。主な相違点は、装飾の模様の相違にある。トップに装飾模様があるかどうか、模様が百合の花か牡丹の花かの違いだけである。このような細部の相違は、外観全体の形状、本体の各構成部分及び配置方法において基本的に同一であること比べて、大きな意味をなさない。全体的に見て視覚的効果において類似性があるといえる以上、本件意匠権の侵害が成立するといえる。

5. 解説

まず、現行法令における意匠特許権侵害の判断基準について述べる。

特許法第 56 条第 2 項は、①意匠の特許権の保護範囲は、図面又は写真に示された当該製品の意匠を基準とすること、及び②簡単な説明は、図面又は写真に示された当該製品の意匠の解釈に用いることができることを規定するのみである。しかし、2009 年に制定された、「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」は、以下のとおり、さらに具体的な判断方法について規定している。

意匠特許製品と同一又は類似する種類の製品において、権利を付与された意匠と同一又は類似の意匠を採用する場合、人民法院は権利侵害を訴えられたデザインが特許法第 59 条第 2 項に定める特許権の保護範囲に該当すると認定しなければならない（第 8 条）。

人民法院は、意匠製品の用途に基づき、製品種類が同一又は類似であるか認定しなければならない。製品の用途の確定においては、意匠の要約書、国際意匠分類表、製品の機能及び製品の販売、実際の使用情況等の要素を参考にすることができる（第 9 条）。

人民法院は意匠製品の一般消費者の知的水準及び認知能力をもって、意匠が同一又は類似であるか否かを判断しなければならない（第 10 条）。

人民法院は意匠が同一又は類似であるか認定する場合、登録意匠、権利侵害を訴えられたデザインのデザイン特徴に基づき、意匠の全体の視覚効果をもって総合的に判断しなければならない。主に技術機能により決定されるデザイン特徴及び全体の視覚効果に影響を及ぼさない製品材料、内部構造等の特徴は、考慮しないものとする（第 11 条第 1 項）。①その他部位に対して、製品が正常に使用できる場合に直接観察され易い部位、及び②登録意匠のその他デザイン特徴に対して、登録意匠の先行デザインと異なるデザイン特徴といった情況は、通常は意匠の全体の視覚効果に対し、より影響がある（同条第 2 項）。権利侵害を訴えられたデザインと登録意匠が全体の視覚効果上に差異がない場合、人民法院は二者が同一であると認定しなければならない。全体の視覚効果上、実質的な差異がない場合、両者が類似であると認定しなければならない（同条第 3 項）。

以上のように、特許法及び司法解釈の規定は抽象的な内容にとどまっているが、本件事案では、係争製品と本件意匠権製品とが全体的な視覚効果及び各構成部分ないし配置方法等において高度な類似性を有すること、本件では装飾の花模様が牡丹か百合かの違いだけで、装飾模様の相違が全体的視覚効果に影響を与えないこと等が理由とされ、意匠権侵害の成立が認められた。しかし、装飾の相違がどこまで大きければ全体的視覚効果に影響を与えるか（例えば、伝統的な百合の花模様を、派手な現代風のチェック模様、あるいは和風の千鳥模様にすれば、全体的視覚効果に影響を与えることになるのか）等については、なお不明な点が残されている。

6. 企業へのメッセージ

細部の装飾の相違が全体の類似性の判断に影響を与えるか否かという第二審判決及び再審

判決の判断基準は、実際の事案への適用においては裁判官の主觀に大きく影響されると思われる。本件事案は、中国本土しかも同じ広東省中山市の企業同士の間の争いであったが、外國企業・外資系企業が訴訟当事者となる場合には、裁判官が地元保護主義に傾く可能性を完全には否定できない。

図 1



図 2



【商標権】

4. 外国企業がその外国語名称の音訳の漢字を商標登録出願したところ、既存登録商標と類似するとして登録が認められなかった事件

1. 事件の性質

商標行政紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：ドイツ菲斯曼股份有限公司と国家工商行政管理総局商標評審委員会の商標拒絶再審查行政紛争事件

争点：既存登録商標と漢字の順番のみが異なる場合、類似商標といえるか否か

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院(2011)一中知行初字第 779 号

原 告：ドイツ菲斯曼股份有限公司

被 告：国家工商行政管理総局商標評審委員会

判決日：2011 年 9 月 20 日

第二審：北京市高級人民法院(2012)高行終字第 38 号

上訴人：ドイツ菲斯曼股份有限公司

被上訴人：国家工商行政管理総局商標評審委員会

判決日：2012 年 3 月 6 日

関連条文：商標法第 28 条

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118301567&keyword=%e5%be%b7%e5%9b%bd%e8%8f%b2%e6%96%af%e6%9b%bc&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

(1) 事実関係

2006年5月26日、訴外四川藍光和駿實業股份有限公司が、商標局に対して、第37類の建築施工監督、内装、暖房設備の設置及び修理、キッチン設備の設置及び修理等の役務に使用する商標「曼菲斯」（以下「先行商標」という）の登録出願をし、商標登録が認められた（商標専用期間は2019年10月27日まで）。

2006年12月26日、ドイツ菲斯曼股份有限公司は、ボイラーの清掃及び修理等の役務に使用するため、商標局に「菲斯曼」（以下「本件出願商標」という）の商標登録を出願した。ドイツ菲斯曼股份有限公司が出願した商標「菲斯曼」は、同社のドイツ語の会社名称の一部（「Viessmann」）の音訳の漢字と思われる。2009年7月20日、商標局は、本件出願商標が先行商標と類似し、商標法第28条の「類似商標」にあたるとして、その登録出願を拒絶する決定をした。ドイツ菲斯曼股份有限公司は同決定を不服とし、商標評審委員会に再審査を申し立てたが、2010年8月2日、同委員会は、当該申立てを認めない決定を下した。その理由は、①本件出願商標は先行商標とともに同様の3文字によって構成され、文字の順番が異なるのみであるから、公衆によく似た印象を与える、②もし同一または類似のサービスに使用すれば、消費者に混同・誤認を引き起こすという点にあった。

ドイツ菲斯曼股份有限公司は上記決定を不服として、北京市第一中級人民法院に訴えを提起した。

（2）第一審判決

第一審法院は、次のとおり判示した。

本件出願商標と先行商標とは、いずれも同様の3文字から構成されるものであり、文字の順番だけが異なるため、類似商標にあたる。この2つの商標がもし同時にボイラーの清掃及び修理等の類似サービスに使用されれば、公衆に混同・誤認を引き起こすおそれがある。原告が提出した証拠だけでは、本件出願商標が、宣伝及び使用を経てすでに先行商標と区別できる顕著性を備えたと認定することはできない。以上の理由により、被告による再審査決定は支持されるべきである。

（3）第二審判決

被告は、第一審判決に不服であるとして、北京市高級人民法院に上訴した。

第二審法院は、次のとおり判示した。

本件出願商標「菲斯曼」と先行商標「曼菲斯」は、文字は完全に同じであり、文字の順番のみが異なるのみであり、外観的に類似している。もし、異なる主体により同時に第37類のボイラーの清掃及び修理等の役務に使用されれば、役務の出所について公衆の混同・誤認を引き起こすおそれがある。また、宣伝及び使用を経てすでに先行商標と区別できる顕著性を備えたと認定することはできない。よって、第一審判決を支持する。

5. 解説

本件出願登録商標である「菲斯曼」は、原告のドイツ語の名称の一部「Viessmann」の音訳

の漢字であると思われる。外国企業が自国の言語の名称及び商標を有しているが、漢字の名称を有していない場合、中国ビジネスを展開する際に必ず行わなければならないことは、漢字を使った企業名称及び商標を決めることがある。ところが、外国語の名称や商標を中国語の漢字で表示する際に使われる漢字は、発音に対する感覚及び漢字の表音性から、実際には、限られているという面がある。

また、中国国内企業であっても、企業名称や商標を、純粋な中国風のものではなく、むしろ現代的で格好いいと思われがちな外国風のものを、あえて採用するという現象もよく見受けられる。本件訴訟における先行商標「曼菲斯」も、まさに外国風の名称である。すなわち、「曼菲斯」の3文字のうちのどの漢字も、主に表音機能が働くものであり、表意機能はあまりない。このようなケースにおいては、外国企業の名称・商標との類似という問題が起こりやすい。

以上のことから、全く同じ漢字3文字を使い、漢字の順番だけが異なるというケースが起ることがあるところ、そのようなケースにおいて類似商標と判断されると判示した本判決は、非常に参考になる。

6. 企業へのメッセージ

会社の名称の主要部分や商標に「カタカナ」や「アルファベット」のみを用い、漢字を用いない日本企業は、少なくない。そのような日本企業が中国ビジネスを開始しようとする際は、漢字の名称・ブランド名を慎重に検討して決定する必要がある。中国人にとって良いイメージの名称・ブランドを考えることも重要であるが、既に第三者が出願又は登録している商標と同一又は類似のものでないかどうかを調査・確認することも極めて重要である。

5. 過去に馳名商標の認定を受けたことを「相手方当事者が争わないとき」とは、商標審判段階までをいうと判示した事件

1. 事件の性質

商標行政紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：レノボ有限公司と国家工商行政管理総局商標評審委員会の間の商標異議紛争行政訴訟事件

争点：最高人民法院の「馳名商標保護に関する民事訴訟案件の法律適用の若干問題の解釈」第7条によれば、係争事件発生の前に人民法院又は行政機関により馳名商標の認定を受けていた場合、相手方当事者がこれを争わないときは、受訴人民法院が馳名商標の認定をすべきとされているが、ここにいう「相手方当事者がこれを争わないとき」はいつの段階でのものを意味するか

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院（2010）一中知行初字第3660号

原 告：連想（北京）有限公司（「連想」は「レノボ」の中国語名である。以下「レノボ公司」という）

被 告：国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）

第三者：福建省長汀県汀洲釀造廠（以下「汀洲廠」という）

判決日：2011年10月19日

第二審：北京市高級人民法院（2011）高行終字第1739号

上訴人：レノボ公司

被上訴人：商標評審委員会

判決日：2012年3月7日

関連条文：商標法第13条第2項、第31条、行政訴訟法第5条

最高人民法院「馳名商標保護に関する民事訴訟案件の法律適用の若干問題の解釈」（法釈[2009]3号）第7条

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=117898659&keyword=%e8%81%94%e6%83%b3%20%e9%85%bf%e9%80%a0%e5%8e%82&EncodingName=&Search_Mode=accurate

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118311673&keyword=%e8%81%94%e6%83%b3%20%e9%85%bf%e9%80%a0%e5%8e%82&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

(1) 事実関係

レノボ公司は、1989 年、商標局に商標「連想」の登録出願を行い、商標登録番号 520416（以下「先行商標」という）の商標登録を受けた（指定商品は第 9 類の「パソコン、計算機外部設備」等である。

一方、汀洲廠は、2001 年、商標局に商標「連想」の登録出願を行った。出願番号は 1988387、指定商品は第 32 類の「ノンアルコール果汁飲料、水（飲料）、サイダー、ノンアルコールアペリティフ、果実茶（ノンアルコール）」等である（以下「係争商標」という）。

係争商標の法定異議申立て期間内に、レノボ公司は商標局に異議申立てを行ったが、認められなかった。レノボ公司は商標評審委員会に再審査の申立てをし、係争商標の取消を求めた。レノボ公司は、その根拠として、1999 年に商標局の出した「『連想』商標を馳名商標として認定する通知」（商標監（1999）35 号）を証拠として提出し、先行商標が馳名商標であることを主張し、他人の馳名商標の複製・模倣行為であること（商標法第 13 条第 2 項）、また、レノボ公司の商号権の侵害であること（商標法第 31 条）を主張した。

これに対して、商標評審委員会は、第 23302 号裁定を出し、レノボ公司の主張を退け、係争商標の登録を認めた。その理由は、以下のとおりである。係争商標は、先行商標とは音、形、意味において同じである。しかし、先行商標はパソコン商品においては比較的知名度が高いが、水（飲料）等の商品は、パソコン商品とは機能、用途、原材料、販売チャネル等において大きく異なり、また、「連想」というのは中国語において日常的に使用される語彙であり、一般消費者は係争商標が付された水（飲料）等の商品の出所がレノボ公司と関連性があるとは考えないであろうから、第 13 条第 2 項に該当しない。さらに、係争商標が出願されるまでにレノボの商標が水（飲料）の業界において一定の知名度を有するとは証明されていないから、商標法第 31 条には該当しない。

レノボ公司は、これを不服として北京市第一中級人民法院に行政訴訟を提起した。

(2) 第一審判決

第一審判決は、以下の理由により、原告の請求を棄却した。

まず、商標法第 13 条第 2 項については、原告は、係争商標の出願日の前に先行商標がすでに中国国内で広く周知されている馳名商標であることを証明しなければならないが、原告はこれを証明していない。

原告が提出した上記「商標監（1999）35 号通知」及び第一審の審理中に原告が補充提出し

た証拠である「北京市第一中級人民法院（2009）一中知行初字第2506号行政判決書」には確かに先行商標が馳名商標であることが認定されていたが、最高人民法院の「馳名商標保護に関する民事訴訟案件の法律適用の若干問題の解釈」（法釈[2009]3号）第7条によれば、係争事件発生の前に人民法院又は行政機関により馳名商標の認定を受けていた場合、相手方当事者がこれを争わないときは、受訴人民法院が馳名商標の認定をすべきであるが、相手方当事者がこれを争うときは、主張者が本件で改めて馳名商標の事実の挙証責任を負う。本件において、原告はこれを証明していない、よって原告の主張を支持しない。

次に、商標法第31条については、レノボ公司は「連想」商標を係争商標の指定商品である水（飲料）等商品又は類似商品に使用しつつ一定の知名度を上げたことの立証もないことから、同条にも反しない。

（3）第二審判決

第二審判決は、以下の理由で、レノボ公司の主張を支持した。

上記司法解釈（法釈[2009]3号）第7条は、係争事件発生の前に人民法院又は行政機関に馳名商標の認定を受けていた場合、相手方当事者がこれを争わないときは、受訴人民法院は馳名商標の認定をすべきであると規定しているが、本件は行政訴訟であり、「行政訴訟法」第5条により、具体的な行政行為の合法性について審査を行うべきである。当事者による係争商標が馳名商標であるかについての主張の表明も、商標審判段階の主張の表明、即ち、行政機関が具体的な行政行為を行うまでの主張の表明を基準にする。商標評審委員会と汀洲廠は商標審判の段階において、いずれも、先行商標が馳名商標であることを否定していなかった。したがって、レノボ公司が上記「商標監（1999）35号通知」を提出した以上、係争商標の登録日2001年8月31日の前に先行商標が既に馳名商標であることを認定すべきであるし、別件の人民法院の判決も先行商標が2000年と2001年に既に馳名商標であることを認定したのであり、この点について原審の事実認定には誤りがあった。以上のことから、汀洲廠による係争商標の登録は商標法第13条第2項に違反する。

5. 解説

「連想」という語彙は、レノボ公司が有名になるまでは使用頻度の高い一般的な語彙であり、他者による他の区分の抜け駆け登録は、比較的認められにくかった。しかし、レノボ公司及びその商標「連想」の知名度が上がるにつれ、一般消費者にとって、ごく普通の語彙としての感覚よりも、レノボ公司及びその製品等との関連性が強く意識されるようになった。

馳名商標の認定を受けるための立証は、個々の事案において大量の証拠をもってしなければならないので、非常に煩雑である。過去に馳名商標と認定された場合に、その後の訴訟でどこまで立証しなければならないのかについては不明確なところがあるが、馳名商標を主張しようとする者にとっては極めて重要な問題である。

本件判決も引用しているように、最高人民法院の「馳名商標保護に関する民事訴訟案件の法律適用の若干問題の解釈」（法釈[2009]3号）第7条によれば、係争事件発生の前に人民法

院又は行政機関により馳名商標の認定を受けていた場合、相手方当事者がこれを争わないときは、受訴人民法院が馳名商標の認定をすべきであるが、相手方当事者がこれを争うときは、主張者が本件で改めて馳名商標の事実の举証責任を負う。

上記規定によれば、相手方当事者が争っているか否かが非常に重要な事実となるわけであるが、これはどの段階までに争っていなければならないのかが問題となる。第一審判決では、これが訴訟の段階までであるとの前提で、訴訟の段階では相手方が争っていたのであるから、レノボ公司は馳名商標であることの立証を改めて行わなければならぬと判断された。しかし、第二審判決では、そもそも行政訴訟は行政行為が適法であったか否かを法院が判断するものであることからすると、行政行為である商標審判の段階までに争っていなければならなかつたのであり、本件では商標審判段階までにおいて、商標評審委員会も汀洲廠もいずれも、先行商標が馳名商標であることを否定していなかつたのであるから、上記第7条の「相手方当事者がこれを争わないとき」に該当するといえ、受訴人民法院は馳名商標の認定をすべきであるとされた。

6. 企業へのメッセージ

中国で馳名商標の認定を受けた日本企業は少なくないが、過去に馳名商標と認定されたからといって、その後の訴訟で立証責任がなくなるわけではない。相手方当事者が争う場合には、やはり大量の証拠をもって馳名商標の立証を行う必要がある。その意味で、一度馳名商標の認定を受けたとしても、将来の訴訟に備え、関連証拠を確保・保存しておくべきである。

6. 中国国内で製造された OEM 製品が専ら輸出用である場合、当該製品に商標を使用することは商標法第 31 条にいう「使用」に該当しないとされた紛争事件

1. 事件の性質

商標行政紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：株式会社良品計画と国家工商行政管理総局商標評審委員会の商標異議申立て行政紛争事件

争点：中国国内で製造された輸出用のOEM製品への商標の使用は、商標法第 31 条の「使用」に該当するか

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中级人民法院（2009）一中行初字第 1810 号

原 告：株式会社良品計画（以下「良品計画」という）

被 告：国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）

第三者：北京綿田紡績品有限公司

判決日：不明

第二審： 北京高级人民法院（2010）高行終字第 338 号

上訴人：良品計画

被上訴人：商標評審委員会

判決日：2010 年 9 月 20 日

再審：最高人民法院（2012）行提字第 2 号

再審申立人：良品計画

再審被申立人：商標評審委員会

判決日：2012 年 6 月 29 日

関連条文：商標法第 31 条

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=117902591&keyword=%e8%89%af%e5

中国知識産権裁判文書網

http://ipr.court.gov.cn/zgrmfy/sbq/201308/t20130823_155788.html

4. 事件の概要

(1) 事実関係

2000年4月6日に訴外海南南華實業貿易公司（以下「南華公司」という）は、第24類のタオル等の商品について「無印良品」商標（以下「本件商標」という）の登録を出願し、翌2001年に初期審査を経て公告された。2004年、南華公司は、本件商標を北京綿田紡績品有限公司（以下「綿田公司」という）に譲渡した。

他方、良品計画は1999年から本件商標と同一の商標を第16類、第20類、第21類、第35類、第41類の商品又は役務について本件商標の登録を出願したが、2000年4月6日の時点（本件商標の出願時）では第24類の商品については同商標を登録出願していなかった。

2001年、良品計画は本件商標について商標局に異議申立てをしたが、認められなかつたため、良品計画は行政訴訟を提起した。

良品計画の主張は、以下のとおりである。

「無印良品」商標について、良品計画は、すでに高い知名度を得ている。綿田公司が使用する「無印良品」商標は、良品計画の商標と同一で消費者の混同を招く。良品計画の中国における子会社は香港と珠海にあり、かかる地域で宣伝活動を大量に行っていたのに、南華公司が良品計画の知名度及び同商標について知らなかつたとは考えられない。以上の理由から、南華公司による当該商標の登録は商標法第31条の悪意の抜け駆け登録に該当すると考えるべきである。なお、別件の類似ケースの訴訟で、良品計画は盛能投資有限公司を相手に第25類の衣服等の商品に関する「無印良品」商標の抜け駆け登録を理由とする商標異議申立てが認められた。よって、本件商標の登録出願を拒絶すべきである。

(2) 第一審判決

第一審法院は、以下のとおり判示した。

本件商標が登録出願された当時、良品計画が第16類、第20類、第21類、第35類、第41類の商品又はサービスに本件商標の登録を出願したもの、当該商標が中国大陆地区において馳名に達したことを証明できていない。商標法第31条は不正な手段で他人が既に使用しあつ一定の影響力のある商標を抜け駆け登録してはならないと規定しているが、良品計画の中国における子会社は専ら輸出用の商品の加工、検査及び配送を行い、同商標は海外及び香港では使われているが、中国大陆地区で実際に使用されていたことを証明できなかつた。香港における知名度イコール中国大陆地区における知名度とみることはできない。よって原告の主張を棄却する。

(3) 第二審判決

第二審法院は、以下のとおり判示した。

商標の機能は商品又はサービスの出所を区別するところにあり、商品の流通過程においてのみ商標がその機能を発揮できる。良品計画は中国大陸で専ら輸出用のOEM製造に「無印良品」商標を使用しているが、第24類の商品においては中国の一般公衆に知られているとはいえないから、商標法第31条の「使用」には該当しない。よって良品計画の上訴を棄却する。

(4) 再審判決

最高人民法院は、再審判決において、以下のとおり判示した。

商標の基本的な機能は商標の識別性にあり、すなわち商品又はサービスの出所を区別することにあるので、商標は商品の流通の段階においてのみその機能を発揮できる。良品計画が中国大陸のメーカーにOEM委託製造させ、輸出に供しており、かつ宣伝広告等はみな中国大陸以外の地域において行われているため、商標法第31条の「既に使用しかつ一定の影響力のある商標」にあたらないとの第二審判決は、立法趣旨に合致する。よって、第二審判決を支持する。

5. 解説

(1) OEM製造委託による製造行為が商標の「使用」に該当するかという問題は、実は、いくつかの場面・関連条文に分けることができる。

第一は、当該製造行為は、商標法第52条第1号の商標権侵害行為における「使用」に該当するのかという場面である。商標法第52条第1号は、「商標登録者の許諾を得ずに、同一商品又は類似商品に当該登録商標と同一又は類似の商標を使用した場合」には、登録商標専用権の侵害に該当する旨を規定している。もし登録商標専用権の侵害に該当する場合、商標権侵害行為の差止請求、及び商標権侵害行為者への損害賠償請求ができる可能性があるということになる。

第二は、当該製造行為は、商標法第31条後段の「使用」に該当するのか、という場面である。商標法第31条後段は、「他人が既に使用している影響力を有する商標を不正な手段によって抜け駆け登録してはならない。」と規定している。この条文は、中国での第三者による商標抜け駆け登録を取り消す際の根拠規定としてよく引用される。

さらに、第三として、当該製造行為は、「登録後3年間不使用」(商標法第44条第4号)であったか否かが問題となる場面である。もし、「登録後3年間不使用」であったとすると、当該登録商標は取り消される可能性がある。

(2) 本件事案では、上記「第二」の場面が問題となった。商標法第31条後段は、「他人が既に使用している影響力を有する商標を不正な手段によって抜け駆け登録してはならない。」と規定しているが、ここにいう「使用」については、基本的に、商標法実施条例第3条の規定が適用される。即ち、商標法及び商標法実施条例における商標の「使用」とは、商標を商

品、商品包装又は容器及び商品取引文書上に用い、又は商標を廣告宣伝、展示並びにその他の商業活動において用いることを含むこととされている（商標法実施条例第3条）。この商標法第31条後段を主張するためには、係争商標の出願時以前（抜け駆け出願される前）において、当該出願にかかる指定商品に関して、無効審判申立人たる外国企業の中国国内における「使用」の事実を証明する証拠を提出しなければならない。中国の商標局と商標評審委員会が公布した「商標審理基準」によると、商標法第31条後段の「他人がすでに使用し」という文言は、中国国内での使用に限られるとされている。言い換えると、実務上、商標法第31条後段の適用が問題となる事案においては、「商標登録者の出願時以前において、取消審判申立人たる外国企業の中国国内における使用の事実を証明する証拠」を提出することが必要である。

（3）本件においては、ある中国企業が、「無印良品」商標の出願を行い（指定商品は、第24類のタオル等）、当該出願が商標局により初期審査公告された。これに対し、良品計画が、異議申立てを行った。良品計画は、異議申立ての理由として、良品計画が他の中国企業に対し「無印良品」商標のタオル等のOEM製造をさせていること（なお、当該タオル等は全て中国国外に輸出されていた）を主張した。

しかし、商標局の裁定、商標評審委員会の裁定、北京市第一中級人民法院の判決及び北京市高級人民法院の判決は、いずれも、良品計画の主張を認めず、中国企業による「無印良品」商標出願の登録を認めるべき、というものであった。第二審判決でも敗訴した後、良品計画は、最高人民法院への再審申立てを行ったが、結局、これも認められなかった。最高人民法院の再審判決は、中国におけるOEM製造は、商標法第31条の「使用」に該当しない、というものであった。即ち、最高人民法院は、判決理由の中で、以下のとおり判示した。「商標の基本的機能は商標の識別性にある。すなわち、商品またはサービスの出所を区別することである。したがって、商標は商品の流通のプロセスにおいてのみその機能を発揮することができる。良品計画は輸出用のために第24類の商品の生産・加工を中国大陸のメーカーに委託し、かつ、宣伝・広告はすべて中国大陸以外の地域において行われたものであるので、商標法第31条に定められた『既に使用しかつ一定の影響力のある使用』にあたらないとの第二審法院の判断は、商標法の立法趣旨に合致したものである。」

（4）なお、前記「第一」の場面、即ち、OEM製品への商標の使用が商標法第52条第1号の「使用」に該当するかについては、近年、中国各地の法院で判断が分かれており、税関や工商局等の行政の対応もまちまちである。但し、同法第31条の「使用」は、抜け駆け登録のような商標権者としての地位を争う場面なので、同法第52条第1号とは場面が異なる。即ち、同法第52条1号の「使用」は、商標権者の地位そのものの争いはない。同条同号にあたるとしても、商標権者の地位が争われる同法第31条の「使用」にあたらない可能性がある。このことを示したのが本件事件の判決である。

もし、OEM製造委託による製造行為が第52条の「使用」には該当するが、第31条後段及び第44条第4号の「使用」には該当しないとの立場に立った場合、前述した良品計画のケ

ースのように第三者に商標を抜け駆け登録されてしまうと、①OEM製造委託先の製造行為が商標権侵害になる一方、②出願者の抜け駆け登録を第31条でも第44条第4号でも取り消すことができないということになり、外国企業にとっては最悪の結論となる。

そうだとすると、「使用」という同一の文言が用いられている以上、第52条第1号でも、第31条後段でも、第44条第4号でも、同じ意味に画一的に解釈する方が、法的安定性の見地からは望ましいといえるかもしれない。

このように3つの条文の「使用」概念につき、同一の意味に解釈する場合でも、(A)文言に忠実に、中国の領土内で製造行為を行っている以上、OEM製造委託による製造行為であっても「使用」に該当すると考える見解、及び、(B) OEM製造委託による製造行為の場合は中国の市場に製品が流通していない以上、商品の出所を混同させるおそれは無いため、「使用」には該当しないと考えるべきとの見解があり得る。前述したとおり、本事件において、最高人民法院の再審判決は、OEM製造委託による製造行為の場合は、第31条後段の「使用」には該当しないとの立場に立つことを明らかにしたが、第52条第1号及び第44条第4号に関する解釈については、全く何も言及していないため、その立場は必ずしも明らかではない。

(5) ちなみに、2013年8月30日に成立した中国商標法の第三次改正（2014年5月1日施行）では、「商標の使用」の定義に、「商品の出所の識別に用いる行為」（中国語原文では「用于識別商品来源的行為」）であることが追加された（新法第48条）。従前、中国では、「商標の使用」という概念に関する実質的議論はあまり行われなかつたが、今後、中国の商標法上も、とくに出所識別機能との関連で、「商標の使用」という概念に関する議論が深まっていくと思われる。

いずれにせよ、原則として判例拘束力のない中国の法制度の下では、法律、行政法規又は司法解釈により、前述した3つの論点につき統一的かつ合理的な解釈が明示されることが強く望まれる。

6. 企業へのメッセージ

これまで、日本企業を含む多くの外国企業が、中国企業（とくに広東省の沿海部の中国企業）に対して、OEM (Original Equipment Manufacturing) 製造委託（中国語では「貼牌加工」）を行ってきた。OEM製造委託においては、受託者である中国企業は、委託者である外国企業の商標（ブランド）を付した製品を製造し、それら製品の全てを外国に輸出することが一般的である。言い換えると、それら製品が中国市場に流通することは予定されていない（もちろん、一旦、中国から外国に輸出された後、外国から中国に輸入されることはあり得るが、これは、通常の輸入行為と変わりがない）。多くのOEM製造委託においては、受託者が委託者から原材料を無償で受領し、免税で輸出するという「来料加工」の方式が採られてきた。本件のような事例は多くの外国企業に生じ得る問題であるといえ、検討の必要性が極めて高い事案であるといえよう。

7. 社会一般に広く認識されている「略称」の他者による商標登録につき、商標法第31条が適用されないとされた事件

1. 事件の性質

商標行政紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：索尼愛立信移動通信產品（中国）有限公司と国家工商行政管理総局商標評審委員会の間の「索愛」商標行政紛争事件

争点：社会一般に広く認識されている「略称」の他者による商標登録につき、商標法第31条が適用されるか否か

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院（2008）一中行初字第196号

原 告：索尼愛立信移動通信產品（中国）有限公司（以下「ソニー・エリクソン」という）

被 告：国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）

第三者：劉建佳

判決日：2008年8月11日

第二審：北京市高級人民法院（2008）高行終字第717号

上訴人：劉建佳

被上訴人：ソニー・エリクソン、商標評審委員会

判決日：2009年3月12日

再審：最高人民法院（2010）知行字第48号

再審申立人：ソニー・エリクソン

判決日：2010年12月31日

関連条文：商標法第10条第1項第8号、第31条、不正競争防止法第5条第2項

出典：

110法律諮詢網

http://www.110.com/panli/panli_139926.html

4. 事件の概要

(1) 事実関係

2003 年、劉建佳は「索愛」につき商標登録出願をし、2004 年に商標登録を受けた（以下「本件商標」という）。指定商品は第 9 類のビデオディスクプレーヤー、電話機等である。

これに対し、ソニー・エリクソンは、多くの中国の消費者がソニー・エリクソンの中国語表記の「索尼愛立信」を略して「索愛」と呼んでおり、「索愛」はすでにソニー・エリクソンの登録商標である「索尼愛立信」の略称として定着しているから、劉建佳による本件商標の登録は、不正な手段による登録行為であり、「商標法」第 10 条第 1 項第 8 号と「不正競争防止法」第 5 条第 2 項の規定に反するとして、商標評審委員会に異議申立てをしたが、認められなかった。そこで、ソニー・エリクソンは行政訴訟を提起した。

(2) 第一審判決

第一審法院は、次のとおり判示した。

「索ニ愛立信」という中国語の標記は、その読み方は比較的複雑で、略語を多用する中国語の慣習により、「索ニ」（ソニー）と「愛立信」（エリクソン）からそれぞれ最初の 1 文字を取って、略称として「索愛」と呼び、中国の公衆やマスコミすでに広く使われており、消費者の間でも広く認められており、「索愛」と「索ニ愛立信」の間には唯一の対応関係がある。よって、「索愛」は「索ニ愛立信」の略称であるといえる。ソニー・エリクソンは、「索愛」について未登録商標としての宣伝はしなかったと自認しているが、消費者の認識及びマスコミでの宣伝による共同作用を通じて、ソニー・エリクソンは中国で事実上、「索愛」を商標として使っている。その状況は、電子業界に長年勤めてきた劉建佳は当然知っていたはずである。にもかかわらず劉建佳が自らの商標として登録出願した行為は、明らかに不当性を有する。したがって、ソニー・エリクソンの主張を認め、商標評審委員会の裁定を取り消す。

(3) 第二審判決

第二審法院は、次のとおり判示した。

2002 年 12 月から本件商標の出願までの間に、多くのウェブサイトで「索愛」に関する携帯電話等の電子製品に対する報道及び評論が掲載されてきたが、これらの製品の製造者はいずれもソニー・エリクソンであることが確認できた。しかし、これらの報道・評論はいずれもソニー・エリクソンによるものではない。ソニー・エリクソンは本件商標が出願される前に、「索愛」製品の製造・販売及び宣伝活動を一切していない。マスコミによる「索愛」の使用はソニー・エリクソンによる使用行為ではないどころか、2007 年 10 月頃までにソニー・エリクソンの幹部は「我々は、索愛ではなく、索ニ愛立信である」とマスコミに述べていた。この陳述は、「索愛」が自社及び製品の略称であることをソニー・エリクソンが否定していることの表明である。すなわち、ソニー・エリクソンは、「索愛」について、商標法に基づく使用をしていないことである。したがって、劉建佳の本件商標の登録行為は、商標法第 31 条でいう「他人が既に使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段により抜け駆けして

登録した行為」に該当しない。

(4) 再審判決

本件商標の出願日の前に、ソニー・エリクソンは、「索愛」を商業標章として使用する意思も行為もなかった。マスコミや消費者による略称の使用だけで、当該略称に法律上の保護を付与することはできない。よって、再審請求を認めない。

5. 解説

商標法第31条の「他人が既に使用している一定の影響力を有する商標」に該当するためには、使用の意思と行為が必要であろうか。自ら使用の意思と行為がなければ、保護を与える価値がないとも考えられる。

しかし、そもそも、なぜ「他人が既に使用している一定の影響力を有する商標」の抜け駆け登録行為が問題となるかといえば、他人によってすでに形成されている信用・名声に基づく出所識別機能が働いている以上、出所に関する誤認を消費者に与えるおそれがあるからである。

すなわち、自ら積極的に使用する意思と行為がなくても、言葉の特徴から他との対応関係が考えにくい略称で、しかも、略称でなければ一般消費者・マスコミにとって正式名称が長くて使いづらい場合は、自らの積極的な意思に基づきそれを使用していなくても、社会一般にその対応関係が広く認識されている場合、他者による略称の抜け駆け登録は、やはり、出所に関する誤認を一般消費者に与えてしまう行為である。このように考えると、本件では、商標法第31条の不正な登録に該当するとすべき事案であったように思われる。

6. 企業へのメッセージ

外国企業の名称や商標を漢字で音訳する場合、長い名称となることが多い。このように漢字の名称が長い場合、中国の公衆一般によって「略称」で呼ばれるようになることが少なくない。とくに合弁企業の名称の場合は、それぞれの最初の漢字を用いて「略称」で呼ばれることがよくある。

もし、上記のような場合に「略称」についても商標法上の保護を確実に受けたいと考えるのであれば、当該「略称」についても、商標登録を受けておく必要がある。

8. 商標法第 41 条第 1 項を根拠に、抜け駆け登録商標の無効が認められた事件

1. 事件の性質

商標行政紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：江蘇蠟筆小新服飾有限公司と国家工商行政管理総局商標評審委員会の商標行政紛争事件

争点：商標法第 41 条第 1 項は、どのような抜け駆け登録商標の事案に適用されるか

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院（2011）一中知行初字第 1230 号

原 告：江蘇蠟筆小新服飾有限公司（以下「蠟筆小新公司」という）

被 告：国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）

第三者：株式会社双葉社

判決日：2011 年 6 月 16 日

第二審：北京市高級人民法院（2011）高行終字第 1428 号

上訴人：蠟筆小新公司

被上訴人：商標評審委員会

判決日：2011 年 12 月 9 日

関連条文：商標法第 31 条、第 41 条第 1 項、第 2 項

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=117826334&keyword=%e8%9c%a1%e7%ac%94%e5%b0%8f%e6%96%b0&EncodingName=&Search_Mode=accurate

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118297345&keyword=%e8%9c%a1%e7%ac%94%e5%b0%8f%e6%96%b0&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

(1) 事実関係

訴外誠益公司は、1996 年に、商標局に対し、クレヨンしんちゃんの図形を第 1026606 号图形商標（以下「係争商標」という）として商標登録出願をし、翌年登録を得た。指定商品は、第 18 類の「旅行鞄、ズック、リュック、手提げかばん、スポーツ手提げかばん、旅行手提げかばん、ビジネス鞄、学生用鞄、財布、抱っこ袋、雨傘及びその部品、日傘」等の商品であり、権利期間は、更新を経て 2017 年 6 月 13 日までである。その後、当該商標は恩嘉公司に譲渡され、さらに本件原告である蠟筆小新公司に譲渡された。

クレヨンしんちゃんは臼井儀人氏が創作した漫画作品であり、1992 年に双葉社が臼井儀人氏の授權により当該作品の独占排他的な著作権及び商品化権を獲得した。1992 年から 2005 年の間、双葉社がクレヨンしんちゃんシリーズ漫画を出版し、日本で頒布した。1994 年から、双葉社が出版許可を通じて香港、台湾において頒布した。その後クレヨンしんちゃんアニメも日本、香港、台湾、東南アジアの国・地域で放送された。双葉社によるクレヨンしんちゃんの商標登録は、2002 年に国際影業有限公司名義で登録出願が行われ、2003 年に登録を受けた。指定商品は、第 21 類の歯ブラシ、コップ等である。

2005 年 1 月から、双葉社は、訴外誠益公司を相手方として、商標評審委員会に対し、係争商標についての無効審判申立て（以下「別件」という）を行い、商標評審委員会は商評字（2005）第 4646 号裁定を出したが、この別件に関してさらに第一審判決と第二審判決が下され、当該第二審判決はすでに確定した。かかる第二審判決（[2006]高行終字第 392 号）（以下「別件北京高級人民法院二審判決」という）の中には、「誠益公司は他人の商標を大量に、大規模に抜け駆け登録を行いつつ転売して利益を図った行為があり、情状は大変悪質であり…誠益公司による他人の商標の抜け駆け登録は誠実信用の原則に悖り、その行為は商標法第 41 条に反するが、双葉社が商標審判手続きの中でそれを主張しなかったため、本裁判所は直接処理を行うことができない。」との判示があった。これは、商標法第 41 条第 1 項が根拠条文になることを示唆したものである。2007 年 3 月 8 日、双葉社は商標法第 41 条第 1 項を根拠に、係争商標について、再び商標評審委員会に無効審判申立てを行った結果、商標登録を無効とする第 39811 号裁定が下された。裁定が下された当時の係争商標所有者である蠟筆小新公司がこれを不服として、北京市第一中級人民法院に訴えを提起したのが本件である。

(2) 第一審判決

第一審法院は、次のとおり判示した。

①誠益公司による係争商標の登録は主觀的惡意が明らかであること、②双葉社が本件に提出した証拠は、別件北京高級人民法院二審判決での主張漏れを補ったこと、③誠益公司による大量で大規模の抜け駆け登録は誠実信用の原則に悖るのみならず、双葉社の特定の権益を侵害し、商標登録の管理秩序及び公共秩序を乱し、行政審査の資源及び司法資源を無駄にし、公共利益を害するものであることから、商標法第 41 条第 1 項を根拠に、第 39811 号裁定を維持する。

(3) 第二審判決

第二審法院は、次のとおり判示した。

①誠益公司による係争商標の登録は主観的悪意が明らかであること、②誠益公司による大量で大規模の抜け駆け登録は誠実信用の原則に悖ることから、商標法第41条第1項を根拠に、第一審判決を維持する。

5. 解説

別件北京高級人民法院二審判決と本件事件との関係については、判決文を見ても必ずしも明らかではないところがある。

しかし、いずれにせよ、本件事件においては、商標法第41条第1項を根拠に、係争商標の登録が無効とされた。その際、①誠益公司による係争商標の登録は主観的悪意が明らかであること、②誠益公司による大量で大規模の抜け駆け登録は誠実信用の原則に悖ることが理由とされた。

そもそも、抜け駆け登録商標の事案においては、近時、とくに北京市高級人民法院においては、商標法第41条第1項ではなく、第31条によるべきとする傾向が強い（例えば、「無印良品」（第25類）抜け駆け登録商標無効事件を参照。『中国の知的財産権侵害判例・事例集』（日本貿易振興機構、2008年3月）35～38頁）。そのような状況の下、本件事案では、あえて商標法第41条を根拠に、抜け駆け登録商標の無効を認めたことは、興味深い。なぜ、本件事案において、第31条を適用せず、第41条第1項を適用したのであろうか？推測ではあるが、商標法第31条の主張をするには、登録後5年以内に無効審判を申し立てなければならない（第41条第2項）という制限があるのに対し、第41条第1項の主張をするには、商標法上、形式的には申立て期限の制限がないからかもしれない。本件では、最初に係争商標が商標登録されたのは1997年であるため、登録後5年以上を経過しており、第31条の主張することはできないとしても、第41条第1項の主張をすることができたのかもしれない。但し、商標局と商標評審委員会が公布した「商標審理基準」には、第41条第1項の主張についても、登録後5年以内に行わなければならない旨明記されている。本件事案の判決により、「商標審理基準」に明記された期間制限が実質上撤廃されたといえるのかどうかは必ずしも明らかではない。本件事案のような登録者の悪意性が極めて高いような場合には、第41条第1項を適用することができると判示した点も、特徴的である。これらの点に鑑みると、本件判決は極めて特殊・例外的なものと位置づけられよう。

6. 企業へのメッセージ

日本企業のブランドが中国で第三者に抜け駆け登録される事案は依然として多く発生しているが、登録後5年以上を経過していることから、法的手段をとることを諦めざるを得なかった事案も少なくないと思われる。本件事案のように、登録者の悪意性が極めて高いような場合には、登録後5年以上を経過していたにもかかわらず、第41条第1項が適用され、抜け駆け登録が無効とされたことは、注目に値するといえよう。

- 9. 抜け駆け登録商標であるとの主張に対して、商標法第 13 条第 1 項、第 31 条、第 41 条第 1 項の適用がいずれも否定された事件

1. 事件の性質

商標行政紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：株式会社読売新聞東京本社と国家工商行政管理総局商標評審委員会の間の商標紛争行政事件

争点：商標法第 13 条第 1 項、第 31 条、第 41 条第 1 項の適用の可否

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院（2012）一中知行初字第 435 号

原 告：株式会社読売新聞東京本社（以下「読売新聞社」という）

被 告：国家工商行政管理総局商標評審委員会（以下「商標評審委員会」という）

第三者：広州市番禺区開達ファッショն廠（以下「開達廠」という）

判決日：2012 年 3 月 27 日

第二審：北京市高級人民法院（2012）高行終字第 1094 号

上訴人：読売新聞社

被上訴人：商標評審委員会

判決日：2012 年 12 月 18 日

関連条文：商標法第 13 条第 2 項、第 31 条、第 41 条第 1 項

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118313060&keyword=%e8%af%bb%e5%8d%96%e6%96%b0%e9%97%bb%20%e5%bc%80%e8%be%be&EncodingName=&Search_Mode=accurate

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118873039&keyword=%e8%af%bb%e5%8d%96%e6%96%b0%e9%97%bb%20%e5%bc%80%e8%be%be&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

(1) 事実関係

第 1363420 号商標（以下「係争商標」という）「YOMI URI 読売」は、開達廠が 1998 年に商標局に出願し、2000 年に登録が認められた登録商標であり、指定商品は第 25 類の「服装、革服装、ニット服装、シャツ、ズボン、コート、スカート」等である。その後、更新を経て、権利期間は 2020 年 2 月 13 日までとなっている。

2002 年、読売新聞社は、商標局に第 3100896 号商標（以下「後願商標」という）を出願し、2003 年に登録が認められた。指定商品は第 16 類の「ポスター、新聞、雑誌、地図、書籍、印刷出版物、説明書」等である。

2009 年 7 月 16 日、読売新聞社は、商標法第 10 条、第 13 条、第 31 条、第 41 条及び民法通則第 4 条を根拠に、商標評審委員会に、係争商標の無効審判を申し立てた。

商標評審委員会は、第 31 条については、無効審判申立ては係争商標登録時からすでに 5 年間を超え、第 13 条については後願商標が係争商標の後に登録されたものであり、第 10 条についてはそもそも該当せず、第 41 条についても証拠がないとし、読売新聞社の主張をいずれも認めず、係争商標を維持した。読売新聞社はこれに不服として、北京市第一中級人民法院に行政訴訟を提起した。

(2) 第一審判決

第一審判決は、①商標法第 10 条第 1 項第 8 号については、そもそも該当しない、②第 13 条については、読売新聞社は後願商標が馳名商標であることの認定とともに第 13 条第 1 項による商標登録の取消を主張するが、後願商標は新聞メディアの中では知名度があり知名範囲も広いが、新聞雑誌の名称として使用する以外に、商標意義上の使用的事實は証明されていないから、同条項は適用されない。③第 31 条については、第 41 条第 2 項に規定されている第 31 条の適用条件として、商標登録後 5 年以内でなければならないところ、本件係争商標はすでに 5 年を超えているから第 31 条は適用されない。④第 41 条第 1 項については、第 41 条第 1 項は公共秩序の維持に関する規定であり、特定の民事主体の権益を害することのみで適用される条文ではなく、また、登録時に登録機関に事實を隠ぺいして登録をだまし取ったとしても公共利益への損害は立証されないとして、原告の請求を棄却した。

(3) 第二審判決

第一審判決と同様の理由で、第 13 条第 1 項、第 31 条、第 41 条第 1 項の適用を否定し、上訴人の請求を棄却した。

5. 解説

本件事件も、前述したクレヨンしんちゃん事件も、いずれも第三者による抜け駆け登録商標の事案である。にもかかわらず、前者では抜け駆け登録商標の無効審判申立ては認められ

ず、後者では認められた。この相違は、どこから生じたのであろうか？それは、後者では抜け駆け登録者に、他の悪意の登録が多数あったことが立証され、その極めて悪質な大量の抜け駆け登録が、第 41 条第 1 項の要件である公共利益の侵害だと認定されたところにある。本件では、商標登録者が他の悪意の登録を多数行っていたことの立証はない。

また、第 13 条第 1 項の馳名商標についてであるが、本件の第一審判決では、「新聞雑誌の名称として使用する以外に、商標意義上の使用の事実は証明されていない」ことが、馳名商標として認定されなかつた理由とされている。しかし、この考え方によれば、新聞雑誌の名称が馳名商標として認定される可能性はほとんど無くなってしまうのではなかろうか。

6. 企業へのメッセージ

本件事案もそうであるが、商標登録後 5 年以上を経過してしまうと、無効審判を申し立てることは非常に難しくなる。第三者による悪意のある抜け駆け登録商標がないかどうかについては、日頃から、自社又は代理人等により、中国における商標出願・登録の状況を監視しておくことが強く望まれる。

10. 商標使用に関する行政処罰が明らかに公正さを欠く場合に、法院が是正した事件

1. 事件の性質

商標工商行政処罰紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：蘇州鼎盛食品有限公司と蘇州工商行政管理局の間の商標工商行政処罰訴訟事件

争点：商標権侵害が短期間で軽微なものである場合、侵害行為の停止のみを命じることで十分であり、50万元の過料まで課すことは行き過ぎであるとして、法院が是正を命じるべきか

3. 書誌的事項

第一審：蘇州市中級人民法院（2011）蘇中知行初字第0001号

原 告：蘇州鼎盛食品有限公司（以下「鼎盛公司」という）

被 告：蘇州工商行政管理局

第三者：華東紡績集團有限公司（以下「華東紡績公司」という）

判決日：不明

第二審：江蘇省高級人民法院（2011）蘇知行終字第0004号

上訴人：鼎盛公司

被上訴人：蘇州工商行政管理局

判決日：2012年7月31日

関連条文：商標法第52条第1号、第53条、行政処罰法第4条第2項、行政訴訟法第54条第4号、第61条第2号

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=119225344&keyword=%e8%8b%8f%e5%b7%9e%e9%bc%8e%e7%9b%9b%20%e4%b9%90%e6%b4%bb&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

（1）事実関係

鼎盛公司は食品を生産・販売する外商独資企業であり、登録商標「I will 愛維爾」を有し

ている（指定商品は、第30類の「ケーキ、パン、月餅等」である）。2009年6月、鼎盛公司は、訴外第三者に「I will 愛維爾」と「樂活 LOHAS」を並べた標記が印刷された包装箱を製造させ、2009年9月には当該包装箱を使用した月餅を鼎盛公司の愛維爾直営店及び加盟店において販売した。

一方、華東紡績公司は2009年7月14日に商標「樂活 LOHAS」の登録を受けた（指定商品は、第30類「餅類、即席米飯、オートミール」）が、訴訟当時は、まだ商標を実際に使用していないかった。

蘇州工商行政管理局の調査によると、鼎盛公司がその年に生産・販売した月餅のうちの1つのシリーズ商品に「樂活 LOHAS」が使用されており、当該シリーズの月餅の売上高は1,213,800元だった。2010年に、蘇州工商行政管理局は行政処罰決定を出し、商標法第53条及び商標法実施条例第52条により、鼎盛公司に対して50万元の過料を課した。鼎盛公司はこれを不服として蘇州市人民政府に行政再審査の申立てをしたが、蘇州市人民政府は蘇州工商行政管理局の行政処罰決定を維持した。鼎盛公司はこれを不服とし、蘇州市中級人民法院に訴えを提起した。

（2）第一審判決

第一審法院は、次のとおり判示した。

鼎盛公司による「I will 愛維爾」と「樂活 LOHAS」を並べた標記の使用は商標法上の使用であり、登録商標「樂活 LOHAS」の類似商標にあたる。登録商標「I will 愛維爾」は特定の地域において高い知名度を有し、鼎盛公司による「樂活 LOHAS」の使用は、「樂活 LOHAS」と「I will 愛維爾」の間に関連性を生じさせ、登録商標「樂活 LOHAS」の所有者である華東紡績公司との関連性を絶つことになる。したがって原告による「樂活 LOHAS」の使用は、華東紡績公司の商標権に対する侵害にあたる。蘇州工商行政管理局による行政処罰決定は事実認定も法律適用も正しい。よって原告の請求を支持しない。

（3）第二審判決

第二審法院は、次のとおり判示した。

「I will 愛維爾」と「樂活 LOHAS」を並べた標記の使用は、商標法上の使用であり、商品の出所について公衆に誤認を引き起こすものである。しかし、登録商標「樂活 LOHAS」は第一審当時、実際にはまだ使用されておらず、第二審係属中においても実際に使用されていなかったため、市場における知名度は存在しない。にもかかわらず、「樂活 LOHAS」が登録商標であることから、鼎盛公司による使用行為が工商行政機関の取り締まりの対象となった。登録商標が使用されておらず実際の混同は生じないことを侵害の判断基準にするのは商標権の保護の観点から不當である。

ただ、鼎盛公司による「樂活 LOHAS」の使用は1カ月にも満たない短期間の行為であること、しかも、登録商標「樂活 LOHAS」が登録される前に鼎盛公司はすでに訴外第三者に「樂活 LOHAS」の標記が印刷された箱を作らせ、その時は華東紡績公司の登録商標「樂活 LOHAS」の知名度に便乗する意思はなかったこと、また、鼎盛公司による「樂活 LOHAS」の使用はそ

の製造・販売される月餅 23 のシリーズのうちの 1 つのシリーズについてのみの行為であることに鑑みれば、鼎盛公司の商標権侵害は軽微なものであるといえる。蘇州工商行政管理局が行政取締りを行う際に、侵害行為の停止で十分であり、50 万元の過料まで課すことは、明らかに妥当性と必要性を欠く処分である。行政処罰が明らかに公正さを欠く場合、人民法院はこれを変更することができる。よって、第一審判決を取り消し、蘇州工商行政管理局の侵害行為の停止及び過料 50 万元の行政処罰を、侵害行為の停止命令のみに変更する。

5. 解説

商標権の保護については、行政による保護及び司法による保護という 2 つのアプローチがあるが、当事者は 2 つのアプローチを選択することができる。行政アプローチは迅速で簡便であるため、かなり多くの割合の商標権侵害事件は行政アプローチで解決されている。しかし、行政アプローチによる解決が明らかに不当である場合に、司法が行政処分を変更した事例は、本件が初めてのようである。このことから、本件は、最高人民法院の 2012 年知的財産権司法保護重大事件トップ 10 にリストアップされた。

6. 企業へのメッセージ

知的財産権の保護について行政アプローチによる解決に明らかに妥当性を欠く点がある場合には、司法による是正が可能であることを示した事件である。本件において、商標権侵害が短期間で軽微なものである場合、侵害行為の停止のみを命じることで十分であり、50 万元の過料まで課すことは行き過ぎであるとの判断が法院により下されたことは、実務上の参考となろう。

11. 消費者が使用する商標権侵害被疑商品の差押地の管轄権が否定された事件

1. 事件の性質

商標権侵害訴訟管轄異議紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：再審申立人日照金通車両製造有限公司と被申立人金杯汽車股分有限公司、一審被告金杯車両製造集団有限公司の商標権侵害訴訟の管轄権異議申立て事件

争点：消費者が使用する商標権侵害被疑商品の差押地の裁判所は管轄権を有するか

3. 書誌的事項

第一審：瀋陽市中級人民法院（2010）瀋中民四初字第452号民事裁定書

原 告：金杯車両製造集団有限公司（以下「遼寧金杯公司」という）

被 告：日照金通車両製造有限公司（以下「山東金通公司」という）

裁定日：2011年1月24日

第二審：遼寧省高級人民法院（2011）遼立一民終字第73号

上訴人：山東金通公司

被上訴人：遼寧金杯公司

裁定日：2011年11月23日

再審：最高人民法院（2012）民提字第109号

申立人：山東金通公司

被申立人：遼寧金杯公司

裁定日：2012年11月23日

関連条文：最高人民法院「商標権民事事件の審理の適用法律に関する若干問題の解釈」第6条、民事訴訟法第36条、第186条、第153条第1項第2号

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=119206960&keyword=%e6%97%a5%e7%85%a7%e9%87%91%e9%80%9a&EncodingName=&Search_Mode=accurate

「最高人民法院知的財産権審判案例指導」第5輯 中国法制出版社 主編 奚曉明

4. 事件の概要

(1) 事実関係

本件第一審訴訟が提起される前に、遼寧省瀋陽市康平県工商行政管理局（以下「康平工商局」という）が同県において、訴外石氏の乗っていた車を商標権侵害の疑いで差押を行った。2010年11月18日、遼寧金杯公司はその商標権を山東金通公司が侵害したとして、瀋陽市中級人民法院に訴えを提起した。これに対して、山東金通公司は管轄権の異議申立てを行った。その理由は、康平工商局が同県で差し押された車は消費者の車であり、最高人民法院「商標権民事事件の審理の適用法律に関する若干問題の解釈」（以下「同司法解釈」という）第6条は、「差押地」の人民法院の管轄権を認めていたが、同条にいう「差押」とは侵害被疑者が製造・販売する権利侵害被疑商品に対する差押のことであり、消費者が使用する権利侵害被疑商品ではないのである。瀋陽市中級人民法院に本件訴訟の管轄権はなく、被告の住所地である山東省日照市の人民法院に管轄権があるという点にあった。

(2) 第一審裁定

第一審裁定は、以下の理由で、被告の異議申立てを却下した。

同司法解釈第6条の「差押地」とは、行政による差押地をいうが、同司法解釈は差押の対象財産の主体について制限的な規定を置いていないので、かかる主体は権利侵害被疑商品の生産者及び販売者に限定されない。また、差押地を被疑商品の生産者及び販売者が生産・販売する地点に限定することとすると、差押地は不法行為地と混同されることになる。

(3) 第二審裁定

第二審裁定は、第一審裁定と同様の理由により、山東金通公司の異議申立てを却下した。

(4) 再審裁定

最高人民法院は、以下の理由で、第一審裁定及び第二審裁定を取り消し、山東省日照市の人民法院に管轄権があると裁定した。

同司法解釈は、民事訴訟法に基づき、商標権の民事事件の特徴を考慮して制定されたものである。同司法解釈第6条は「権利侵害行為実施地、権利侵害商品保管地、差押地、被告住所地の裁判所」に管轄権を認めた。この規定は、管轄の確定性を強め、当事者の権利行使の利便性とともに人民法院の審理の利便性を考慮したものである。もし消費者が使用する商標権侵害被疑商品の差押地の管轄権を認めると、管轄の確定性が損なわれる。本件において「権利侵害行為実施地、権利侵害商品保管地、差押地、被告住所地」はいずれも山東省日照市にあるから、山東省日照市の人民法院に管轄権がある。

5. 解説

民事訴訟の管轄権は、当事者の権利行使の利便性、防御権の保証、裁判の迅速等に鑑み決定されるべきであるが、商標権侵害訴訟の管轄権に関する同司法解釈第6条の規定は、まさにその趣旨である。本件の第一審裁判及び第二審裁判は、消費者が乗っている1台の車を差し押されたことで、「差押地」に該当するという理由で同司法解釈第6条に基づき管轄権があるとしたことは、地方保護主義に基づいたものといえるかもしれない。

商品は市場に流通するので、消費者が当該商品を使用する地点は不確定なものであり、かかる商品を差し押されたからといって、差し押された地点に管轄権を認めるとすれば、被告の応訴の負担があまりにも大きい。これは当事者の防御権の行使に重大な支障をもたらす。その意味で、本件最高人民法院の裁定は妥当なものといえるかもしれない。

もっとも、二審終審制度を原則とする中国では、二審においても、地方保護主義が根強く残るところも少なくない。そうすると、本件事案でもそうであったように、地方保護主義の是正は再審手続きで主張するしかないということになろう。

6. 企業へのメッセージ

中国に住所地がある外資系企業としては、住所地以外の地域で訴えられた場合、まずは管轄権の異議申立ての可能性を検討する必要がある。中国では、地方保護主義や地方によって裁判官の資質にばらつきがあること等から、中立性・公平性を欠くおそれのある地域で迂闊に応訴してしまうと、大きな不利益を被るおそれがある。第三者から提訴された場合、本案審理に入る前に一度は管轄権について検討すべきである。

12. ビール瓶の再利用行為につき商標権侵害が成立しないとされた事件

1. 事件の性質

商標権侵害紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：重慶ビール有限公司と芷江鶴泉酒業有限公司の商標権侵害紛争事件

争点：ガラス容器本体に商標が刻印されたビール瓶の再利用行為は、商標権侵害に該当するか

3. 書誌的事項

第一審：常德市中級人民法院（2010）常民重字第2号

原 告：重慶ビール有限公司

被 告：芷江鶴泉酒業有限公司

判決日：不明

第二審：湖南省高級人民法院（2011）湘高法民三終字第40号

上訴人：芷江鶴泉酒業有限公司

被上訴人：重慶ビール有限公司

判決日：2011年5月23日

関連条文：商標法第52条第1号、第2号、最高人民法院「商標民事紛争事件の適用法律に関する若干問題の解釈」第17条、第21条第1項

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=117830486&keyword=%e9%87%8d%e5%ba%86%e5%95%a4%e9%85%92%20%e8%8a%b7%e6%b1%9f%e9%b9%a4%e6%b3%89&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

（1）事実関係

重慶ビール有限公司（以下「重慶ビール」という）が製造・販売するビールのガラス瓶は、

登録商標である雲の形の図形商標（以下「本件商標」という）が刻印されている。

一方、芷江鶴泉酒業有限公司（以下「鶴泉酒業」という）が製造・販売するビールの容器は、回収されたビール瓶であり、重慶ビールの本件商標が刻印されているものが含まれている。そこで、重慶ビールは鶴泉酒業を被告として、商標権侵害訴訟を提起した。

（2）第一審判決

第一審法院は、次のとおり判示した。

鶴泉酒業が重慶ビールの許可を得ずに自らが生産するビールの瓶に本件商標を使用することは、商標権侵害に該当する。

第一審では、原告の一部の請求が認められ、侵害停止及び損害賠償の請求が認められた。

（3）第二審判決

第二審法院は、次のとおり判示した。

鶴泉酒業が製造するビールは、瓶のキャップに鶴泉酒業の自社商標を標記しており、瓶のネックにも自社商標を貼り付けている。瓶の本体にも自社商標を貼り付けている。すなわち、鶴泉酒業には消費者を誤認させる故意はない。係争対象のビール瓶は鶴泉酒業が回収して再利用した容器であり、そこに刻印された重慶ビールの図形標識は消すことができない。鶴泉酒業が利用したのは容器であり、本件商標の図形ではない。1999年3月5日に国家品質技術監督局が公布した「ビールの強制的国家標準に関する若干問題の通知」第6条には「社会一般からビール瓶を回収する」ことの規定があり、また、2006年5月17日商務部が、発展改革委員会及び公安部、建設部、工商总局、環境保全総局の同意を得て公布した「再生資源回収管理弁法」第2条も、ガラスの再利用に触れている。すなわち、品質が保証されているという前提のもとに、国の政策は社会一般からビール瓶の回収・再利用を奨励し、またそれは業界の慣習にも適う。重慶ビールは雲の図案が刻印されたビール瓶を、他社に再利用されるのを避けるために、特別な措置を探ることもなかった。そのままにしていれば、そのビール瓶が他者に回収・再利用されることは予見できることである。知的財産権の主張は法律の範囲内で行われるべきであり、商標権に対する保護は法により行うべきであるが、重慶ビールの商標権の主張を支持するならば、同種のビール瓶の回収・再利用を禁止するしかなくなる。これはビール瓶の回収・再利用を奨励する国の政策に反するものであり、公衆の全体的な利益に対する不当な制限となる。したがって、重慶ビールの主張を棄却する。

5. 解説

ビール瓶の回収・再利用と商標権の関係に関しては、中国全土においてこれまでにも多くの法的紛争が生じている。地方によって、裁判所は異なる立場をとっているのが現状である。

本件の第二審判決は、判決理由の中で、以下の点を挙げた。

①係争対象のビール瓶は鶴泉酒業が回収して再利用した容器であり、そこに刻印された重慶ビールの図形標識は消すことができないが、鶴泉酒業が製造するビールは、瓶のキャップに

鶴泉酒業の自社商標を標記しており、瓶のネックにも自社商標を貼り付け、瓶の本体にも自社商標を貼り付けており、鶴泉酒業には消費者を誤認させる故意はない。

②1999年3月5日に国家品質技術監督局が公布した「ビールの強制的国家標準に関する若干問題の通知」、及び2006年5月17日商務部等が公布した「再生資源回収管理弁法」は、ビール瓶の回収・再利用を奨励している。

③重慶ビールが、自社のビール瓶を他社に再利用されるのを避けるために、特別な措置を採ることができたはずであるが、そのような措置をとらなかった。

なお、判決理由の中では、「用尽」（消尽）に関する言及は一切なされていない。

6. 企業へのメッセージ

本件はビール瓶の再利用の事例であったが、同様の問題は、インクカートリッジ等の消耗品一般で生じ得る。その意味で、飲料業界以外の業界にも影響を及ぼす重要な判決であるといえよう。

本件第二審判決は、「再利用」が一律に「許される」又は「許されない」という単純な議論をするのではなく、具体的な事実関係や諸事情を総合的に考量して結論を導いていることに留意されたい。

13. インターネット取引プラットフォーム経営者の商標権共同侵害責任が成立するとされた事件

1. 事件の性質

商標権侵害紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：衣念（上海）ファッショントレード有限公司と浙江淘宝ネットワーク有限公司及び杜国發の商標権侵害訴訟事件

争点：インターネット取引プラットフォーム経営者は、商標権共同侵害責任を負うか

3. 書誌的事項

第一審：上海市浦東新区人民法院（2010）浦民三（知）初字第426号

原 告：衣念（上海）ファッショントレード有限公司（以下「衣念公司」という）

被 告：浙江淘宝ネットワーク有限公司（以下「淘宝公司」という）及び杜国發

判決日：2011年1月17日

第二審：上海市第一中级人民法院（2011）沪一中民五（知）终字第40号

上訴人：淘宝公司

被上訴人：衣念公司

判決日：2011年4月25日

関連条文：商標法第52条第2項第5号、第56条、商標法実施条例第50条第2号、最高人民法院「民法通則の貫徹執行に関する若干問題の意見（試行）」第148条第1項

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=119228290&keyword=%e8%a1%a3%e5%bf%b5%e3%80%80%e6%b7%98%e5%ae%9d&EncodingName=&Search_Mode=accurate

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118252084&keyword=%e8%a1%a3%e5%bf%b5%e3%80%80%e6%b7%98%e5%ae%9d&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

(1) 事実関係

訴外 Eland 社は登録番号第 1545520 号（指定商品は服装）及び第 1326011 号（指定商品はジャケット、パンツ、作業服等）の商標（以下「本件商標」と総称する）の所有者であり、衣念公司は Eland 社の使用許諾により本件商標の独占的使用権を有する。

衣念公司は、杜国発がインターネット取引プラットフォームの淘宝公司に出店して、本件商標を侵害する商品を販売していることに気づいたため、淘宝公司に対して、事前の審査、キーワードの遮断等の手段を通じて侵害行為を制止するよう求める書簡を送った。衣念公司は権利侵害が繰り返されるたびに淘宝公司に書簡を送り、計 7 回にも及んだにもかかわらず、淘宝公司はこれらの手段を探らなかった。衣念公司は淘宝公司と杜国発を相手に、損害賠償及び謝罪文の掲載を求めて上海市浦東新区人民法院に訴えを提起した。

(2) 第一審判決

第一審判決は、以下の理由により、原告の損害賠償請求を認めた。

杜国発は商標権侵害の商品であることを知らずに仕入れて販売したと主張しているが、合法的な仕入れ先を証明することができないばかりでなく、原告の度重なる苦情を受け、淘宝公司からも関連情報の削除の処分を受けて、その販売行為が商標権侵害行為であることを知っていたはずであり、商標権侵害行為が成立する。

淘宝公司は中国国内最大のインターネット取引プラットフォームサービスの提供者として、その規則により、違法行為のあるユーザーに対して適切な措置を講じれば、ユーザーの侵害行為を完全に阻止することまではできなくても、権利侵害のハードルを高めて権利侵害を減少させることは可能である。

プラットフォーム経営者が権利者からクレームを受けた場合、関連情報の削除の措置をとることは、共同侵害責任を免れるための条件ではあるが、これだけでは不十分である。さらにどのような措置を採るべきかについては、具体的な事案に応じて、ネットワークサービスの類型、技術的な可能性、コスト、権利侵害の態様などに鑑み、警告、信用レベルを下げること、製品情報の発信を制限することなしに当該ユーザーの口座を閉鎖することなどが考えられる。

原告の 7 回にもわたる苦情を受けたにもかかわらず、淘宝公司は関連情報を削除したにとどまり、その他の措置を採らず、杜国発は依然として権利侵害商品に関する情報の発信を続けていた。淘宝公司が杜国発の侵害行為を容認することは、杜国発の違法な販売行為を放任し、助長することであり、故意に侵害行為に便宜を提供したことになる。よって、淘宝公司は杜国発と連帶して賠償責任を負う。

なお、謝罪文の掲載請求については、人格権にかかわる問題ではないため、棄却する。

(3) 第二審判決

第二審法院は、以下の理由により、第一審判決を支持した。

淘宝公司の故意については、杜国発が淘宝公司のネット店舗において、「本店舗が販売する

商品の一部は正規品であり、一部は模倣品だが、品質については絶対的に安心できるものである。」との広告を出していたが、淘宝公司としては当該情報を取り扱うときにその内容を当然知っていた。また、衣念公司の苦情を受け杜国発の発信情報を削除したところ、杜国発から何ら反応又は弁解もなかつたことからも、杜国発の行為が権利侵害行為であることを、淘宝公司は知っていたといえる。よって、淘宝公司の行為は杜国発との共同侵害行為にあたり、共同して連帯責任を負うべきである。

5. 解説

近年、中国のインターネット取引が盛んになり、一般消費者にとって非常に気軽に利用できる取引方式となってきた。しかし、インターネット取引プラットフォーム経営者が十分に注意を払わなければ、プラットフォームは知的財産権を侵害する販売行為の無法地帯となりかねない。実際、中国のプラットフォーム取引で扱う商品のうち、知的財産権侵害商品がかなり高い割合を占めている。また、プラットフォーム経営者が十分に注意を払わないどころか、ネット出店の手数料等を欲しいあまりに、ユーザーによる知的財産権を侵害する販売行為を黙認し、既存の利用規約の適用を故意に怠り、これらの違法行為を助長することもある。

本件判決の、プラットフォーム経営者の不作為は共同侵害行為になるとの判断は、知的財産権の保護にとって非常に有意義なものである。また、プラットフォーム経営者の主觀的な悪意の認定、共同侵害行為となる不作為の背景にある作為義務について、具体的な事案に応じて、ネットワークサービスの類型、技術的な可能性、コスト、権利侵害の態様などに鑑み、警告、信用レベルを下げるなど、製品情報の発信を制限することなし当該ユーザーの口座を閉鎖することなどの措置を明言したことにより、大きな意味がある。同種の事件にとって、非常に参考価値の高い事案といえよう。

6. 企業へのメッセージ

知的財産権を侵害する商品がインターネット取引プラットフォームに出回っている場合、クレームの記録、プラットフォーム経営者の対応の記録、購入記録、購入商品の配送に関する公証などの証拠を残しておくことが重要である。これらは将来、プラットフォーム経営者の共同侵害責任を追及する際の証拠とすることができます。

14. 多国籍企業の親会社と子会社が異なる国・地域において同一の商標を有する場合、親会社による第三者に対する商標権譲渡契約の効果は子会社には及ばないとされた事例

1. 事件の性質

商標権譲渡紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：米国アップル社、IP申請発展公司（IP Application Development Limited）と唯冠科技（深セン）有限公司との間の商標権譲渡紛争事件

争点：商標譲渡契約の締結にあたり、親会社の締結者には、子会社を代理する権限があったか否か

3. 書誌的事項

第一審：深圳市中級人民法院

原 告：米国アップル社（Apple Inc.）、英国 IP Application Development Limited（以下「IP申請発展公司」という）

被 告：唯冠科技（深セン）有限公司

判決日：2011年12月5日

第二審：広東省高級人民法院（2012）粤高法民三終字第8、9号

上訴人：米国アップル社、IP申請発展公司

被上訴人：唯冠科技（深セン）有限公司

判決日：2012年9月19日

関連条文：商標法第39条

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118779941&keyword=%e8%8b%b9%e6%9e%9c%e5%85%ac%e5%8f%b8%20%e6%b7%b1%e5%9c%b3%e5%94%af%e5%86%a0%20%e6%b0%91%e4%ba%8b%e8%b0%83%e8%a7%a3%e4%b9%a6&EncodingName=&Search_Mode=accurate

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118774366&keyword=%e6%b7%b1%e5%9c%b3%e5%94%af%e5%86%a0%20%e8%8b%b9%e6%9e%9c&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

(1) 事実関係（本件の調解書にはごく簡単な事実関係しか記載されていないため、以下の記述にあたっては、報道等を参考にした。そのため、記述内容が必ずしも正確ではない可能性がある点につき、留意されたい。）

唯冠科技（深セン）有限公司（以下「唯冠深セン」という）は、台湾を中心とする唯冠グループに属する中国企業である。唯冠深センは、中国で、2つの「IPAD」商標を2000年に商標出願し、2001年に登録した（以下「本件商標」という）。同社の説明によると、「IPAD」は「Internet Personal Access Device」の略である。なお、米国アップル社（以下「アップル社」という）がiPadブランドを使用することを社内で決定したのは2009年、対外的に発表したのは2010年であった。

下記は、商標局ウェブサイト「中国商標網」(<http://sbj.saic.gov.cn/>)で、本件商標の1つについて検索した結果の画面である。

商标的详细信息				
注册号/申请号	1590557	国际分类号	9	申请日期 2000-01-10
申请人名称(中文)	唯冠科技(深圳)有限公司	申请人地址(中文)	广东深圳市沙头角保税区21,23北	
申请人名称(英文)		申请人地址(英文)		
商标图像	IPAD	商品 / 服务列表 查看详细信息 ...	计算机; 计算机周边设备; 显示器(电子); 光通讯设备; 电视机; 收音机; 照相机(摄影); 电子防盗装置; 摄像机; 电池;	类似群 0901 0907 0908 0909 0920 0922
初审公告期号	776	注册公告期号	788	
初审公告日期		注册公告日期		
专用权期限	2011年06月21日至2021年06月20日	年		

上記の検索結果から、本件商標の1つについては、申請・登録番号は「1590557」、国際分類番号は「第9類」、出願日は「2000年1月10日」、出願人名称は「唯冠科技（深セン）有限公司」、出願人住所は「広東省深セン市沙頭角保税区21、23北」、商標は「IPAD」、指定商品は「コンピュータ、コンピュータ周辺設備」等、類似群は「0901、0907、0908、0909、0920、0922」、初期審査公告刊号は「776」、登録公告刊号は「788」、専用権の期間は「2011年6月21日から2021年6月20日まで」（前回の専用権の期間は「2001年6月21日から2011年6月20日まで」であったものが更新されたものと推測される）であることが分かる。

アップル社は、本件商標を譲り受けるために、英國法人のIP申請発展公司を設立し、唯冠グループの中心である台灣法人の唯冠國際控股有限公司（以下「唯冠國際」という）と交渉させた。IP申請発展公司は、唯冠國際との交渉の中で、「わが社の社名とIPAD商標が似ているので、譲渡してほしい」と主張したようである。2009年に、35,000ポンド（約500万

円)で7ヶ国(地域を含む)の計10件の商標(本件商標を含む)を譲渡することで合意し、契約が成立した。その後すぐに、IP申請発展公司は、アップル社に10ポンド(約1,500円)で上記各商標を譲渡した。後になって初めて、唯冠国際は、上記のIP申請発展公司からアップル社への譲渡を知ることになった。

中国で本件商標を有していた唯冠深センが譲渡手続に応じないため、2010年4月19日、アップル社とIP申請発展公司は、唯冠深センを相手に、本件商標の引渡し及び損害賠償400万元を請求した。この中国の訴訟においては、上記譲渡契約の締結にあたり、親会社たる唯冠国際の締結者には、子会社たる唯冠深センを代理する権限があつたか否かが争点となつた。

(2) 第一审判決

第一審判決は、以下の理由により、原告の請求を棄却した。

商標権の譲渡に関する契約は親会社である唯冠国際が譲渡人となっている。子会社である唯冠深センは唯冠国際とは別の法人であり、また、表見代理も成立しないので、譲渡契約の効果は唯冠深センには及ばない。

(3) 第二審(調解が成立)

2012年7月2日、広東省高級人民法院は、アップル社と唯冠深センが金額6000万米ドルで調解が成立したと発表し、本件訴訟は遂に決着した。

5. 解説

アップル社のように世界的に有名なブランドを持つ企業は、世界中で同一のブランド名を使用したいという希望をもつことが少なくない。しかし、商標制度は各国の個別の制度であり、必ずしも世界中で同一のブランド名を登録・使用できるとは限らない。そこで、①あくまで世界統一ブランドを使用するため、もし第三者が先に商標登録を有する場合は、法的手段をとるか又は交渉により譲り受けるという方法、及び②必ずしも世界統一ブランドでなく、中国を含む各国・地域ごとに別ブランドで販売するという方法とがあり得るが、アップル社は前者の方法を採用した。

本件においては、唯冠深センによる本件商標出願の方がアップル社のブランド名公表よりもはるかに早かったため、唯冠深センによる本件商標出願は悪意による抜け駆け登録とはいえない、偶然の一致にすぎないといえよう。そこで、アップル社は、本件商標を譲り受けるために唯冠国際と交渉し、譲渡契約を締結したわけであるが、契約締結の相手方は、本件商標の登録者である唯冠深センではなく、唯冠国際であった。第一審判決では、唯冠国際の譲渡合意の効果を唯冠深センに帰属させるための有権代理及び表見代理の主張も認められなかつた。

他方、唯冠深センは、中国銀行等8銀行に対し4億米ドルの債務を負って、破産が申し立てられており、当該8銀行が唯冠深センの債権等の資産を差し押させていた。

このようなアップル社及び唯冠深センの各当事者にとっての不利な事情の存在が、第二審

における調解の成立につながったといえよう。

6. 企業へのメッセージ

一般的に、商標を譲り受ける契約を締結する前には、登録商標権者や契約締結者の権限をよく確認しておく必要がある。また、日本企業は中国でビジネスを始める前に、商標権を含む知的財産権のチェックを徹底的に行う必要がある。中国の商標の出願・登録状況の調査は、「中国商標網」(<http://sbj.saic.gov.cn/>) で、日本からでも、誰でも無料で調査することが可能である。

今回の和解の成立は、アップル社にとって朗報であったといえよう。なぜなら、不利とみられていた案件で和解が成立し、iPad の中国本土での販売が可能となったからである。しかし、中国の悪意のある商標取得者に、商標の先取りが手っ取り早い金儲けの手段になることを再認識させたという意味で、中国では今後も商標ビジネスが横行する可能性が高く、日本企業にとって弊害が懸念されるところである。

【著作権】

15. 著作権法が制定される前の 1980 年代における職務著作物の著作性及び著作権の帰属について判断が下された事例

1. 事件の性質

職務作品の著作物性及び著作権帰属の民事紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：胡進慶、吳雲初と上海美術映画製作廠の間のキャラクター「葫芦娃」（以下「本件キャラクター」という）の著作権帰属紛争事件

争点：著作権法が制定される以前の 1980 年代における職務著作物の著作権は「単位」に帰属するか、それとも作者に帰属するか

3. 書誌的事項

第一審：上海市黃浦区人民法院（2010）黃民三（知）初字第 28 号

原 告：胡進慶、吳雲初

被 告：上海美術映画製作廠

判決日：不明

第二審：上海市中級人民法院（2011）沪二中民五（知）終字第 62 号

上訴人：胡進慶、吳雲初

被上訴人：上海美術映画製作廠

判決日：2012 年 3 月 30 日

関連条文：著作権法第 16 条第 2 項第 2 号

出典：

2012 年度上海法院知識財産権司法保護十大案件

上海法院法律文書検索中心

<http://www.hshfy.sh.cn:8081/flws/text.jsp?pa=ad3N4aD030TI5MDAmdGFoPaOoMjAxMa0pu6a2/tbQw/H05SjWqinW1dfWtdo2MrrFJnd6PQPdcssPdcssz>

4. 事件の概要

(1) 事実関係

胡進慶及び吳雲初（以下「原告 2 名」という）はかつて中国のアニメ映画大手の上海美術映画製作廠（以下「上映廠」という）の職員であり、1980 年代において上映廠の指令を受け、アニメ映画「葫芦兄弟」（「瓢箪から生まれた少年たち」の意味）の本件キャラクターを共同で制作した。

原告 2 名は、本件キャラクターは同映画から独立した美術作品であると主張して、その著作権は原告 2 名にあると主張し、「葫芦兄弟」及びその続編「葫芦小金剛」アニメ映画における本件キャラクターの著作権が原告 2 名にあることの確認訴訟を提起した。

(2) 第一审判決

原告 2 名の主張は、以下のとおりである。

①原告 2 名による本件キャラクターの創作は、アニメ映画「葫芦兄弟」の制作チームが成立する前にすでに始まっていた。

②本件キャラクターを創作したのは原告 2 名である。

③本件キャラクターの創作にあたり、被告の物質的ないし技術的な条件を利用しておらず、また、本件キャラクターの著作権についていかなる約定もしていない。同アニメ映画の報酬金と奨励金は受領したが、その性質は労務費用であり、著作権とは無関係である。本件キャラクターの最終的なイメージを決定したのは被告であるが、創作活動は原告 2 名が自ら行ったものであるから、職務作品であって、法人作品ではない。

④本件キャラクターの誕生は著作権法施行日以前のものだが、本件の関係作品は現在も著作権法の保護期間中にあるので、著作権法はさかのぼって本件紛争に適用されるべきである。

これに対し、被告の主張は、以下のとおりである。

①原告 2 名は本件キャラクターの創作に貢献してはいたが、その創作はすべて被告の指示のもとにあり、チームで完成させたものである。創作意思も被告にあり、創作責任も被告が負っていたから、法人の作品である。著作者表示が原告 2 名となっているが、本件キャラクターの設計を原告 2 名が担当していただけであって、具体的に原告 2 名が創作していたわけではない。

②本件キャラクターの映画は計画経済時代という背景のもとに、被告は国が下した映画制作指示に従ってを行い、映画管理当局から認可を得てようやく撮影段階に入り、撮影チームのすべてのスタッフは均しく被告の指揮命令に従い動いただけであり、それぞれの担当内容はいずれも被告が決めたのであり、映画完成後は国が責任を持って頒布を行った。創作にかかわったすべてのスタッフの創作のための実生活の体験や、録画、制作、出版、発行にかかわる費用はすべて被告が負担した。当時は著作権法が公布されておらず、著作権の帰属について約定することは不可能であった。

③アニメ映画「葫芦兄弟」の制作当時は、創作チームスタッフに対して報酬金を与えており、同映画が受賞したときはスタッフに奨励金も出した。

④本件キャラクターは映画撮影のために造られたものであり、独立性はない。仮にキャラクター自体は映画から独立して使用することができたとしても、任意の1つの画面を採ってきて単独として使用することは法律上の根拠がない。アニメ映画の発展のためにも、著作権を被告に認めるべきである。

第一審法院は、まず、以下のとおり事実を認定した。

①本件キャラクター創作当時、被告が任務を指示して、創作チームのスタッフは当該指示に従い行動しただけであり、創作成果は均しく被告に帰属すべきである。原告2名は給料以外に、報酬金及び奨励金を受領した。

②原告2名が当時作り始めた原型は、本件キャラクターのイメージに一致している。

③シリーズアニメ映画「葫芦兄弟」に記録されているチームスタッフのリストにおいて、いずれも原告2名が美術設計として印字されており、原告2名は監督及びキャラクター設計として印字されている。

第一審法院は、次に、以下のとおり判示した。

①本件キャラクターは美術作品である。

②原告2名は共同して本件キャラクターを創作した。

③1980年代において、本件キャラクターの著作権の財産権を原告2名に認める法的根拠はない。

④本件キャラクター創作当時の歴史的な背景に鑑みれば、当時の創作はすべて指令に従うものであり、法人が与えた創作任務にあたり、その完成に基づき給料、奨励金及び医療、住宅の供給を受けたので、創作成果を法人に帰属させることが、当時の社会通念上妥当であり、当時の社会一般が認めるルールである。

⑤本件キャラクター創作時、被告は、創作チームスタッフに対して、その成果に応じて、相当な奨励を与えた。原告2名もそれに関しては被告に対して一切異議を申し立てていなかった。創作が完成してから24年が経ったが、かかる期間中に原告2名は本件キャラクターについて、被告に対していかなる異議も申し立てていなかった。したがって、同著作権は被告に帰属すべきであり、原告2名は著作者として氏名を表示する権利のみを有する。

⑥創作チームの責任者等が原告2名のキャラクターメイジ創作に対して修正意見を述べたこと等は、法人の作品である理由にならない。

⑦本件キャラクターは映画から独立して、単独で使用可能なものである。

⑧本件キャラクターが人々の間に高い知名度と認知度を得たのは、シリーズアニメ映画「葫芦兄弟」があったからである。民法の公平原則の観点から、本件キャラクターの知名度への貢献の功績は被告に帰属されるべきである。よって、本件キャラクターの著作権の帰属に関する原告2名の主張は、支持しない。

(3) 第二審判決

第二審法院は、以下のとおり判示した。

①シリーズアニメ映画「葫芦兄弟」以前に、すでに本件キャラクターが存在していたことが証明されている。よって、本件キャラクターは法人作品ではない。

②上訴人 2 名は法人が与えた任務を遂行するために行った創作であり、著作権法第 16 条の職務作品である。本件キャラクターの誕生は著作権法施行日以前のものだが、本件の関係作品は現在も著作権法の保護期間中にあるので、著作権法はさかのぼって本件紛争に適用されるべきである。本件キャラクターは、著作権法第 16 条第 2 項第 2 号に規定されている「特殊職務作品」である。すなわち、「著作権は法人又はその他の組織が有する職務作品であることを法律、行政法規が規定し又は契約で約定されている」ものである。

③本件キャラクター創作当時の歴史的な背景に鑑みれば、当時の創作はすべて指令に従うものであり、法人が与えた創作任務にあたり、その完成に基づき給料、奨励金及び医療、住宅の供給を受けたので、創作成果の著作権を法人に帰属させることが、当時の社会通念上妥当であり、当時の社会一般が認めるルールである。

④信義則に基づき、上訴人 2 名は、以前の態度に反する意思表示をして著作権を主張することはできない。

5. 解説

中国の著作権法が施行されるようになったのは 1991 年である。それまでは、著作権に関する条文は、中国の他の法令にもほとんどなかった。本件は、創作当時、著作権法がまだ施行されていなかった作品についても、著作権法が適用され保護されることを明確化した初の事案である。

本件判決は、著作権法施行以前に創作された作品にも同法が適用されることを前提として、創作当時の歴史的な背景及び創作体制の特徴に鑑み、作品を直接創作したのが「単位」に所属していた個人であり、氏名表示権が認められるとしても、著作権の帰属については、当時の創作活動及び著作物の知名度にとって絶対的な役割を果たした法人である「単位」の功績を全面的に認め、「単位」に著作権を帰属させるのが当時の社会通念に適うとの判断を下した。

本件キャラクターは、中国オリジナルのアニメキャラクターとして最も有名なものと言つても過言ではない。また、本件紛争は「2012 年度上海法院知識産権司法保護十大案件」に選ばれ、注目されている。

6. 企業へのメッセージ

本件は、著作権法施行前の作品に関する紛争であるので、これから新規になされる創作に関してはあまり参考になるような事案ではない。しかし、キャラクターの著作物性や、職務著作物の著作権及び氏名表示権に関する基本的な考え方方が細かく述べられているという点から、十分参考の価値があると思われる。

16. 動物のアニメキャラクターの独創性及び識別性を認め、これと類似する図形に細部の相違があっても著作権侵害が成立するとされた事件

1. 事件の性質

著作権侵害紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：株式会社倍楽生と広東泰茂食品有限公司、小桂（上海）食品有限責任公司、敖小平の著作財産権侵害紛争事件

争点：虎のアニメキャラクターに独創性と識別性があるか、これと類似する図形に細部の相違がある場合に著作権侵害が成立するか

3. 書誌的事項

第一審：上海市第一中級人民法院（2012）滬一中民五（知）初字第132号

原 告：株式会社倍楽生（以下「ベネッセ」という）

被 告：広東泰茂食品有限公司（以下「泰茂公司」という）、小桂（上海）食品有限責任公司（以下「小桂公司」という）、敖小平

判決日：不明

第二審：上海市高級人民法院（2013）滬高民三（知）終字第81号

上訴人：泰茂公司

被上訴人：ベネッセ

判決日：2013年9月25日

関連条文：著作権法第48条第1項第1号、第49条、第53条、最高人民法院「著作権民事紛争審理の適用法律に関する若干問題の解釈」第7条、第25条第1項、第2項、第26条

出典：

中国知識産権裁判文書網

http://ipr.court.gov.cn/sh/zzqhljq/201309/t20130927_157041.html

4. 事件の概要

（1）事実関係

ベネッセは、アニメキャラクター「しまじろう」（中国語では「巧虎」）の著作権（以下「本件著作権」という）を有している。ベネッセは中国大陸地区でしまじろうの宣伝に多くの費用をかけてきた。

一方、泰茂公司は菓子類を製造する食品会社であり、2004年11月に国家商標局に「歓楽虎」という虎の図形の商標を第30類の商品に登録の出願をし、2007年、登録番号第4363475号で登録を得た。ベネッセは商標局に対して、「歓楽虎」の図形商標が本件著作権を侵害するとして、商標無効審判の申立てを行ったが、認められなかった。ベネッセはこれを不服として、国家工商行政管理総局商標評審委員会に再審査の申立てを行った（後述する本件著作財産権侵害訴訟の第一審当時は、まだ当該再審査の係争中であった）。

泰茂公司がその製造した菓子類の包装及び同社のウェブサイト（www.taimaofood.com）にも本件著作権を使用していること、小桂公司及び敖小平は本件著作権が使用された泰茂公司製造のチョコレート等を販売していることについて、ベネッセは、泰茂公司及び小桂公司、敖小平を相手に、上海市第一中級人民法院で著作権侵害訴訟を提起した。具体的には、泰茂公司による製造及び上記ウェブサイトにおける本件著作権の使用の停止、及び小桂公司、敖小平による当該製品の販売の停止、被告3名が連帯して損害賠償、新聞掲載による影響除去、謝罪広告をするよう請求した。

これに対し、泰茂公司は、「しまじろう」というアニメキャラクターはイメージとして確定性がなく、自らが使っているのは「歓楽虎」（図6～13）という独自のキャラクターであり、原告が主張する「しまじろう」（図1～5）とは別物であると抗弁した。

（2）第一審判決

第一審法院は、キャラクター「しまじろう」の特徴を以下のように詳細に分析したうえで、高い独創性及び識別性を有するものとして、著作権法上の著作物であると認定した。

「しまじろう」は人間化された小さな虎のイメージを有し、その主な特徴は、頭部と身体の比例は約2対3で、体及びしっぽの色は黄色の地に黒の斑紋が入り、頭部は3つの円形で構成され、顔が大きな円形で、両耳は小さな半円形で、耳の内は白で、額の斑紋は1本の縦のストライプと2本の横のストライプの交叉であり、横のストライプの上の1本は下の1本より少し長い。額の斑紋の下のアーチ形の細い眉毛が2本あり、目は縦型の黒の楕円で、瞳孔は縦の白の楕円であり、頬に左右それぞれ黒のストライプの斑紋が入り、その下に左右に細くて短い鬚がある。顔の中央に鼻があり、鼻と口の間に縦の黒の線が入り鼻と口を連結する。口が開くときは口の形が半楕円形で、口元に半円形の白い肌があり、口腔内にアーチ型の薄いピンク色の舌が見え、歯がない。指は5本あり、足は2本あり、靴を履き、シャツとズボンを着用している。

「歓楽虎」との比較については、「両手の姿態、足の形、しっぽの位置、色の濃さ等において「しまじろう」と異なる以外、「しまじろう」の特徴すべてを有し、とくに原告が提出した写真に比べ、着用の服も同様で、襟掛けの鞄も同様である。「歓楽虎」と「しまじろう」とは実質的に類似しており、細部の修正により独自の創作性を有するものではなく、また、泰茂公司が独自に「歓楽虎」を創作したという証拠もない。外国人の作品でも、ベルヌ条約加盟

国の国民であれば中国の著作権法の保護を受け、原告が主張した「しまじろう」は、高い創造性及び識別性を有するので、著作権法上の作品として保護を受ける。

以上のことから、第一審法院は、著作権侵害差止め及び一部の損害賠償の請求、新聞掲載による影響除去の請求を認めた。しかし、謝罪廣告の請求については、人格権が侵害されるわけではないことから棄却した。

これに対し、泰茂公司は、「しまじろう」というキャラクターは確定性がなく、一般人がよく使うデザインの特徴を超えるものではないとして、その著作物性を争い、上訴した。

(3) 第二審判決

第二審法院は、以下の理由により、「しまじろう」の独創性及び識別性を認定し、泰茂公司の上訴を棄却した。

「しまじろう」は人間化された小さな虎のイメージであるので、一般人がよく使うデザインの特徴を含むことは不可欠であるが、しかし、「しまじろう」のキャラクターは、額の斑紋や、耳の形及び色、目の形状、眉の位置及び形状、唇と鼻を縦の黒のストライプで連結し、頬の斑紋、髭の位置及び本数などに鑑み、その独創性及び識別性は高いものである。また、「しまじろう」というアニメキャラクターは、異なる書籍、雑誌、アニメ番組、商品において、顔の表情、身体の姿勢、動き、服飾などに一定の変化が生じることがあり、これにより細部の変化が生じるが、公衆の「しまじろう」というキャラクターへの識別に影響を及ぼすものではない。「しまじろう」の独創性は、公衆が、虎を原型とする他の作品と区別できるようにするのに十分である。

5. 解説

著作権法の保護を受けるためには、著作権法にいう作品でなければならないが、そのためには、独創性が必要不可欠である。また、異なる創作者が、虎のような同一題材を創作する場合、その作品が著作権法の保護を受けるためには、独自に完成しつつ創造性があることが必要である（最高人民法院「著作権民事紛争審理の適用法律に関する若干問題の解釈」第15条の反対解釈）。虎のような一定種類の動物を原型とするアニメキャラクターは、誰が書いても、その原型がわかるようにするための共通点が必ずある。その共通点以外に、どこまでの独創性が必要かが問題となるが、本件の第一審及び第二審判決は、この点について詳細に分析し、公衆が区別できるほどの独創性が必要であるとの結論を下した。また、泰茂公司の「歓楽虎」に、「しまじろう」とは異なる細部の相違があるとしても、高い類似性があると判断された。本件判決の判断は、同種の事件にとって非常に参考になるものと思われる。

6. 企業へのメッセージ

動物を題材とするキャラクターは、アニメや漫画のキャラクターだけでなく、企業のマスコットにもよく用いられている。もとの動物の特徴を維持しながら、いかに独創性を持たせ

るかは実際には難しいところもあるが、将来の訴訟において著作権法の保護を受ける作品として認められるためには、できるだけ独創性を大きく持たせるようなデザインにすることが望まれる。

原告 ベネッセの「しまじろう」図案

図 1

図 2



図 3



図 4



図 5



被告 泰茂公司の「歡樂虎」図案

図 6



図 7



図 8



図 9



図 10



図 11



図 12



図 13



図 14



【不正競争・営業秘密】

17. 営業秘密の一部が公開された場合でも全体的に非公知性が認められ、営業秘密に触れる機会があった元幹部の退職後の類似商品の競争行為が営業秘密侵害とされた事件

1. 事件の性質

不正競争事件

2. 事件名、争点

事件名：一得閣墨業有限責任公司と伝人文化芸術有限公司及び高辛茂との商業秘密侵害事件

争点：営業秘密の一部が公開された場合でも、全体的に非公知性が認められるといえるか

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院（事件番号不明）

原 告：一得閣墨業有限責任公司

被 告：伝人文化芸術有限公司及び高辛茂

判決日：不明

第二審：北京市高級人民法院（2005）高民終字第440号

上訴人：伝人文化芸術有限公司及び高辛茂

被上訴人：一得閣墨業有限責任公司

判決日：不明

再審：最高人民法院（2011）民監字第414号

再審申立人：高辛茂

再審被申立人：一得閣墨業有限責任公司

判決日：2011年11月23日

関連条文：不正競争防止法第10条、「国家秘密技術プロジェクト保有単位管理暫行弁法」第7条第2項

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118614633&keyword=%e9%ab%98%e8

4. 事件の概要

(1) 事実関係

一得閣墨業有限責任公司（以下「一得閣公司」という）の前身である老舗の北京一得閣墨汁廠が、1960 年代から「北京墨汁」を作り出し、1980 年代から「一得閣墨汁」と「中華墨汁」を作り出した。1996 年、「一得閣墨汁」と「中華墨汁」は北京市国家秘密技術プロジェクトに認定された。

一得閣公司グループは 1997 年に秘密保持委員会を設立し、1978 年から同公司に入社している高辛茂がその副委員長に就任していた。高辛茂は 2002 年に「伝人文化藝術有限公司」（以下「伝人公司」という）を設立し、同公司最大の出資者となり、その妻が同公司の法定代表者を務め、製造販売を始めた。2003 年 5 月、高辛茂は一得閣公司を退社した。同年 7 月、一得閣公司は、市場に出回っている伝人公司製造の 3 種類の墨汁が一得閣公司の「一得閣墨汁」、「中華墨汁」、「北京墨汁」と非常に類似しており、伝人公司による 3 種類の墨汁の製造は、高辛茂による自社の営業秘密の漏洩に基づくものであるとして、伝人公司及び高辛茂を被告として、北京市第一中級人民法院に訴えを提起した。

(2) 第一审判決

第一審法院は、高辛茂による伝人公司への営業秘密の漏洩を認定し、「民法通則」及び「不正競争防止法」を根拠に、伝人公司及び高辛茂に侵害行為の停止及び損害賠償を命じた。

(3) 第二審判決

第二審判決は、第一審判決を支持した。

(4) 再審判決

高辛茂の主張は、以下のとおりである。

(i) 一得閣公司の関連墨汁の調合方法と製造方法はすでに公知のものである。老舗の北京一得閣墨汁廠の継承者が、1959 年に出版された「墨汁製造」等の公開出版物において、その墨汁の製造方法及び調合方法を公開した。当時は、民用商品として、国は民間に広く製造されることを望むスタンスを採り、北京一得閣墨汁廠の継承者がそのスタンスに応える形で自ら製造技術等を公開し、各企業、学校、機関等によって広く製造できるようにした。

(ii) 一得閣公司の墨汁の調合方法と伝人公司の調合方法が同一又は類似することを証明する証拠がない。一得閣公司の関連墨汁は国家秘密に認定されているが、秘密ファイルには墨汁の具体的な調合方法などは記載されておらず、営業秘密とされる調合方法が一体何を指すのかが不明である。

(iii) 一得閣公司の墨汁と伝人公司の墨汁の主要な原料及び調合方法は公知の分野であり、その他の調合方法はそれぞれ独自のものである。

- (iv) 高辛茂は1978年に一得閣公司に入社してから墨汁の秘密調合方法に触れていない。
- (v) 第一審及び第二審において一得閣公司が提出した墨汁生産原料のリストに劇毒の二クロム酸ナトリウムが含まれているが、劇毒の物質を含む製品に対する裁判所による保護は、消費者の利益に背く。

一得閣公司の主張は、以下のとおりである。

- (i) 一得閣公司の墨汁の原料調合方法及び生産方法は1990年国家秘密技術プロジェクトにリストアップされ、一得閣公司は秘密保持制度を制定して営業秘密を守ってきた。
- (ii) 高辛茂はかつて生産及び技術検査、マーケティングを担当しており、一得閣公司の秘密保持委員会のナンバー2を務め、一得閣公司の営業秘密を熟知している。
- (iii) 伝人公司は高辛茂が作った家族経営の会社で、高辛茂が最大の出資者であり、その配偶者及び娘、義弟、妹等が参加している会社である。
- (iv) 伝人公司が製造する墨汁の機能は、一得閣公司の墨汁のそれと完全に同じである。
- (v) 伝人公司の製品が自社開発のものであると主張する証拠は第一審で偽造されたものであると立証された。
- (vi) 伝人公司はその墨汁の原料調合方法及び製造方法の由来の合法性を立証することができていないから、その立証不能の不利益は伝人公司が負うべきである。

最高人民法院の再審判断は、以下のとおりである。

- (i) 「一得閣墨汁」と「中華墨汁」は1995年北京市国家秘密技術プロジェクト候補として上がり、その翌年に北京市国家秘密技術プロジェクトとして認定され、秘密保持期間は長期である。国家秘密は国家の安全と利益にかかわるものであり、特定の期間において限られた特定の者しか知ることができないものである。国家秘密技術プロジェクトとして認定されたものを保有する単位として、均しく厳格な秘密保持管理規定が適用される。我が国の不正競争防止法にいう「非公知」とは、関係情報がその所属分野の関係者一般により知られ又は取得されないことをいう。秘密である以上、秘密ファイルには墨汁の具体的な調合方法などが記載されていないのは当然である。

国家科学委員会と国家秘密保持局が1998年1月4日に公布した「国家秘密技術プロジェクト保有単位管理暫行弁法」第7条第2項は、「秘密を知っている者が退職、定年又は配置転換で当該単位を離れるときは、単位と秘密保持承諾書を締結し、守秘義務を引き続き履行しなければならず、本単位の同意又は上級所管部門の許可がなければ、当該プロジェクトの秘密性が解かれるまで、いかなる単位においても当該技術に関する仕事に携わってはならない。」と規定している。したがって、「一得閣墨汁」と「中華墨汁」の調合方法と製造方法の秘密性が解かれるまで、当該調合情報が公知のものでないと認定した第一審判決及び第二審判決は不当ではない。

- (ii) 老舗の北京一得閣墨汁廠の墨汁は百年の歴史を有し、業界で高い評価を得ている。国家秘密に認定された以上、必ずや、その調合成分、比例加工方法が公知にされていないものがある。高辛茂が提出した1959年に出版された「墨汁製造」及びその他の文献において、一

得閣公司の墨汁の製造方法と調合方法が記載されているが、これは一得閣公司の墨汁の調合方法が 1959 年にすでに公知のものとなっていたことを意味するわけではない。さもなければ、1996 年に国家秘密に認定された事実と矛盾することになる。高辛茂が提出した出版物「精細化学品調合法 1000 例」「新編実用日常用化学品製造技術」「炭素生産と応用手引き」「実用化工製品調合工芸手引き」では、墨汁製造の調合方法の具体的な成分が異なる。部分的な一致もあれば重なり合いもある。製造方法についても異なる叙述がある。むしろ、各成分の配合比率の異なる組合せこそ、最終的な製品の品質に効果をもたらすものである。競争にとって優勢をもたらすのは全体的な組み合わせであり、各部分と全体を切り離して見てはならない。伝人公司の墨汁調合方法が公知の資料による独自の研究開発であるとの抗弁は、これを支持しない。

(iii) 高辛茂が一得閣公司の副工場長を務めている間に、墨汁新製品の研究開発を管理し、高辛茂の提案により高級墨汁の研究開発が進められ、その結果は高辛茂に報告されていた。高辛茂は一得閣公司に在職中に墨汁の秘密調合法に触れる可能性があった。伝人公司が提出了「伝人ブランド墨汁初步研究開発段階の記録」については、研究開発者が伝人公司の法定代表者及び株主であり、本件と直接利害関係を有するため、その真実性は証明できない。公知の使用の中で墨汁の成分の調合方法の組合せにより、市場のニーズに適合する品質の高い墨汁を生産するためには、かならずや、大量の労働と繰り返しの実験が必要だが、伝人公司は成立して間もなく、関係技術背景のない人物によりすぐに生産段階に入り、北京、深セン等で販売を行ったが、これは、出来上がった調合方法がなければできなかつたことである。伝人公司による墨汁の生産は、高辛茂が漏洩した一得閣公司の調合方法に基づくものとする第一審判決及び第二審判決の認定は、不当ではない。

(iv) 毒性のあるものは、墨汁の原材料としてはならないことを直ちには意味しない。

よって、高辛茂の再審請求を棄却する。

5. 解説

営業秘密の要件として、不正競争防止法第 10 条によれば、「非公知性」、「価値性・実用性」、「秘密保持措置」の 3 要件がある。

本件ではまず、1959 年に、社会主義思想の下で、民間企業の伝統製法をその会社の私的財産ではなく、社会一般の公有財産として位置づけ、より広く製造できるように、公権力の介入のもとに老舗の一得閣墨汁廠の継承者が墨汁の製造技術を開示した（このことを、非公知性との関係でどのようにとらえるべきかが本件事案では問題となつた）。

しかし、その後、時代が変わり、歴史のある企業の伝統製法の価値への認識が変わり、公権力が再び介入し、これを国家秘密にしてしまう、という流れが本件の背景にあった。すなわち、もともと民間・個人が所有する製法を国が取り上げてみんなのものとして誰にでも生産できるようにしておきながら、その後、その価値に気付き、その製法を保有している主要な生産者である企業を対象に製法を国家秘密プロジェクトに指定して独占し、他の民間人の生産を締め出す、という構図である。

本件の第一審、第二審及び再審は、いずれも、国家秘密プロジェクトにリストアップされ認定されたことを、非公知性の証拠として位置付けている。これは、司法が、行政の態度を司法の事実認定の材料として位置付けていることを示している。行政がこれは秘密だと言っている以上、司法もそれを踏襲するという司法実務の表れである。

今後、他の案件においても、「国家秘密技術プロジェクト」等に認定された技術が「公知になったこと」を立証することは、非常に困難と思われる。

6. 企業へのメッセージ

「非公知性」、「価値性・実用性」、「秘密保持措置」の3要件は、通常、原告である会社側が立証する必要がある。本件では「国家秘密技術プロジェクト」等に認定された技術であることから、営業秘密の一部が公開された場合であっても、被告が「非公知性」を否定することは非常に困難であったが、そのような認定を受けていない通常の企業の技術秘密のケースでは、「非公知性」が否定される可能性が高まることに留意されたい。

18. 2012年民事訴訟法改正で登場した行為保全制度の実務上の適用例としての営業秘密保全事件

1. 事件の性質

営業秘密保全紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：Eli Lilly 社と黄孟煒の間の営業秘密保全事件

争点：民事訴訟法第100条の行為保全の要件は何か

3. 書誌的事項

第一審：上海市第一中级人民法院裁定（事件番号不明）

申立人：Eli Lilly 米国社及びEli Lilly 中国社

被申立人：黄孟煒

裁定日：2013年7月31日

関連条文：民事訴訟法第100条

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=119220157&keyword=%e7%a4%bc%e6%9d%a5%e5%85%ac%e5%8f%b8%20%e9%bb%84%e5%ad%9f&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

（1）事実関係

被申立人である黄孟煒は2012年5月に申立人であるEli Lilly 中国社に入社し、Eli Lilly 中国社との間に秘密保持契約が締結された。

2013年1月、被申立人はEli Lilly 中国社のサーバーから、申立人が所有する48個のファイルをダウンロードし、かつ、自らが所有する設備に保存した。申立人は、うち21個が申立人の最重要営業秘密ファイルであると主張している。

申立人は被申立人と話合いをした結果、被申立人は、念書にサインし、申立人が所有する33個の秘密ファイルをダウンロードしたことを認め、かつ、申立人が指定する者によるこれらのファイルの検査及び削除を受けることに同意した。

しかし、その後、申立人が再三、被申立人に連絡をしたが、被申立人に同意書の義務の履行を断られ続けていた。申立人は2013年2月27日に被申立人に解雇の通知を送った。

2013年7月、Eli Lilly米国社及びEli Lilly中国社は、黄孟煒を相手に、営業秘密の侵害を理由に、上海市第一中級人民法院に訴えを提起するとともに、行為保全の申立てを行い、被申立人に、申立人から盗んだ21個の営業秘密のファイルの開示、使用又は他人に使用させることを禁ずるよう求めた。申立人は、裁判所に対し、当該21個の秘密ファイルの名前及び内容並びに承諾書等の証拠を提出するとともに、申立ての担保金も拠出した。

(2) 申立てに対する裁定

上海市第一中級人民法院は、以下のとおり、裁定を下した。

申立人が提出した証拠は、被申立人が、申立人の営業秘密を獲得しかつ保有していることを疎明することができる。被申立人が検査及び削除に関する念書の履行を怠ったため、申立人が主張する営業秘密が開示、使用又は漏洩される危険があり、申立人にとって取り返しつかない損害となるおそれがあるので、行為保全の要件を満たす。被申立人による申立人の主張する営業秘密を開示、使用又は漏洩する行為を禁ずる。

5. 解説

営業秘密が不正に獲得され、その所有者に重大な損害をもたらすおそれがある場合、民事訴訟を提起するとともに、特定の行為を禁ずるという「行為保全」は、損害の発生及び拡大を予防するうえで重要である。民事訴訟法の2012年改正により、行為保全が盛り込まれたが、その実務における運用として、本件は、2013年10月に最高人民法院が公表した「8つの知的財産権保護の典型判例」の一つとして紹介された。実務上、同種の事件にとって参考価値が非常に高いと思われる。

6. 企業へのメッセージ

本件は、民事訴訟法第100条の実務上の運用の実例としてのみならず、申立人が外資系企業という意味でも、非常に参考となる事例である。日本企業としては、今後、中国企業を相手方として営業秘密侵害訴訟を提起する場合、行為保全の適用を積極的に検討してみる価値があると思われる。

19. ドメインの登録について、商標権侵害と企業名称侵害は否定されたが、不正競争防止法違反とされた事件

1. 事件の性質

不正競争、商標権侵害紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：深圳市国中資産管理有限公司と潍柴動力股份有限公司の間のドメイン名の保有及び商標権侵害、企業名称権侵害、不正競争の紛争事件

争点：ドメイン名の登録のみを行い実際には使用していない場合は、商標権及び企業名称権の侵害は成立するか

3. 書誌的事項

第一審：北京市第一中級人民法院（2011）一中民初字第1210号

原 告：深圳市国中資産管理有限公司（以下「国中公司」という）

被 告：潍柴動力股份有限公司（以下「潍柴公司」という）

判決日：2011年12月20日

第二審：北京市高級人民法院（2012）高民終字第4609号

上訴人：潍柴公司

被上訴人：国中公司

判決日：2012年12月10日

関連条文：不正競争防止法第2条第1項

出典：

中国知識産権雑誌

http://www.chinaipmagazine.com/Topics/InfoShow.asp?t_id=11&id=368

4. 事件の概要

（1）事実関係

潍柴公司は2002年に成立したディーゼルの設計、開発、製造、販売、メンテナンス、輸出入に携わる会社であり、2005年に中国自動車部品企業総合競争力金メダル企業を受賞したり、

上場企業トップ 10 等にリストアップされたりするなど、著名企業として数々の名誉を手に入ってきた。「潍柴」は同社の企業名称の略称として別件訴訟で認められるようになっており、また、複数類の一部商品及びサービスにおいて「潍柴 WEICHAI 及び図案」商標を登録し、第 7 類商品に「潍柴」商標及び「WEICHAI 及び図案」商標を登録した。2006 年 6 月 1 日、国家工商行政管理总局商標局は、潍柴公司が第 7 類のディーゼル商品に使う「WEICHAI 及び図案」を馳名商標と認定した。2008 年に、山東省工商行政管理局は、潍柴公司がディーゼル、ディーゼルエンジン部品に使う「WEICHAI 及び図案」商標を山東省の著名商標と認定した。

一方、2008 年、国中公司は「潍柴. 中国」のドメイン名を登録したが、実際に当該ドメイン名を使用してはいない。

2010 年、潍柴公司はかかるドメイン名に関して、ドメイン名紛争解決センターに申立てをした。同センターは、2011 年 1 月 30 日に当該ドメイン名を潍柴公司に移転するよう裁定した。

国中公司は同裁定について北京市第一中级人民法院に民事訴訟を提起し、かかるドメイン名は潍柴公司に移転せず、自らが引き続き保有すること、潍柴公司が国中公司に損害賠償として 10 万元を支払うことを請求した。

（2）第一審判決

第一審法院は、次のとおり判示した。

①ドメイン名の帰属について、当該ドメイン名の登録行為は潍柴公司の商標権及び企業名称権を侵害し、又は不正競争行為にあたるか

(i) 当該ドメイン名の登録後、それは実際に使用されていないから、ドメイン名の登録行為は当該ドメイン名といかなる商品又はサービスとの間にも出所表示関係を形成しておらず、商標権を侵害する可能性はない。よって潍柴公司の商標権を侵害しない。

(ii) 不正競争防止法第 5 条第 3 項が他社の企業名称の無断使用を禁止しているのは、他社の商品又はサービスの出所に関する誤認を防止するためであり、ドメイン名を登録しただけでは、当該ドメイン名といかなる商品又はサービスとの間に出所表示関係を形成しておらず、潍柴公司の企業名称権を侵害しない。

(iii) ドメイン名の登録については、原則としては先に登録した者の勝ちである。関連する商標権または企業名称権を有する者が当然に関連ドメイン名について権利を有するわけではないため、他者がすでに関連ドメイン名を正当に登録した場合、商標権及び企業名称権の権利者は当該ドメイン名を登録できなくなる不利益を甘受するしかない。

しかし、国中公司は、当該ドメイン名を登録するにあたり、一定の知名度を有する潍柴公司的商標権及び企業名称権について知っていたはずであり、それにもかかわらず、他人の商標及び企業名称と同一の本件ドメイン名を登録した。

潍柴公司はかかる商標権と企業名称権を有するからといって、当然にかかるドメイン名を登録する権利を有するわけではないが、ドメイン名は商標、企業名称と同様に、商品又はサービスの出所を表示する機能を有する。国中公司に比べ、潍柴公司は当該ドメイン名とより密接な関連性を有し、その有する商標権及び企業名称権と同様のドメイン名を登録し、自ら

の身分を表明する利益がある。国中公司が不正に本件ドメイン名を登録したことで、潍柴公司のドメイン名登録が阻害され、潍柴公司の利益が侵害された。よって、国中公司の当該登録行為は、誠実信用の原則と公の商業道徳に反し、かつ潍柴公司の合法的な権益に損害をもたらした。かかる行為は、不正競争防止法第2条第1項の不正競争行為にあたる。よって、国中公司が引き続き本件ドメイン名を保有することは法的根拠がなく、その主張を支持しない。

②国中公司が主張した損害賠償について

潍柴公司が本件ドメイン名について同センターに申し立てたことは正当な行為であり、訴権の乱用でもなく、過失もないで、不法行為にはならない。よって、国中公司のその主張を支持しない。

以上の第一審判決に対し、潍柴公司は、(i) 本件ドメイン名を自らに無償で移転するよう主張し、かつ(ii) 国中公司が潍柴公司の商標権及び企業名称権を侵害したことを主張して、上訴した。

(3) 第二審判決

第二審法院は、次のとおり判示した。

潍柴公司の主張(i)は第一審判決においてすでに認められ、上訴は不要である。また、主張(ii)については、国中公司は本件ドメイン名の保有のみを行い、実際に使用していないため、潍柴公司の商標権及び企業名称権の侵害はないと判示した第一審判決に不当な点はなく、第一審判決を維持する。

5. 解説

ドメイン名の抜け駆け登録については、現在までに数多くの判決例がある。

商標権及び企業名称権との関係について、単に登録して保有するのみならず、実際に使用している行為に関しては、最高人民法院の「商標民事紛争案件の法律適用の若干問題の解釈」第1条第3号により、商標法第52条第5号（2013年8月30日改正後の商標法第57条第7号）に該当し、商標法で処理することが可能である。しかし、本件ドメイン名紛争事件のような、登録のみ行って実際に使用していない場合は、商標法第52条第5号に該当しないので、同解釈を適用する余地はない。

また、最高人民法院の「コンピュータネットワークドメイン名民事紛争案件法律適用に関する若干問題の解釈」第4条によれば、不正競争防止法第2条第1項の適用が可能だが、その適用の要件として、同解釈第4条第2号の「公衆の誤認」が必要とされている。しかし、本件ドメイン名紛争事件のように、登録のみを行い実際には使用していない場合は、「公衆の誤認」の要件を欠くため、同解釈を適用することは困難である。本件第一審判決及び第二審判決は、上記のような場合に、商標権及び企業名称権の侵害はないと明示したことの意義があるといえよう。

6. 企業へのメッセージ

本件事案のとおり、ドメイン名の登録のみを行い実際には使用していない場合は、商標権及び企業名称権の侵害はないとされる。しかし、もし自社の商標及び企業名称と同一のドメイン名が仮に抜け駆け登録されたとしても、相手に悪意があれば、関係ドメイン名を移転させて取り戻すことができる可能性があることに留意されたい。

20. 有名タレントの氏名のローマ字表記をドメイン名として登録した第三者の行為が、不正競争行為であると認定された事件

1. 事件の性質

ドメイン名紛争事件

2. 事件名、争点

事件名：岳彤宇と周立波の間のドメイン名紛争事件

争点：他人の氏名のローマ字表記をドメイン名として登録することが不正競争行為に該当するか

3. 書誌的事項

第一審：上海市第二中級人民法院（2011）沪二中民五（知）初字第171号

原 告：岳彤宇

被 告：周立波

判決日：不明

第二審：上海市高級人民法院（2012）沪高民三（知）终字第55号

上訴人：岳彤宇

被上訴人：周立波

判決日：2012年9月5日

関連条文：不正競争防止法第5条第3号、最高人民法院「不正競争民事事件の審理に適用法律に関する若干問題の解釈」第6条第2項、最高人民法院「コンピュータネットワークドメイン名民事紛争事件の適用法律に関する若干問題の解釈」第4条、第5条第1項第3号、第8条

出典：

北大法宝

http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=pfnl&Gid=118451052&keyword=%e5%91%a8%e7%ab%8b%e6%b3%a2%20%e5%9f%9f%e5%90%8d&EncodingName=&Search_Mode=accurate

4. 事件の概要

(1) 事実関係

周立波は、上海漫才の第一人者として長年活躍し、高い知名度を有する。

2007年、岳彤宇は Hong Yishen の名義でドメイン名 Zhoulibo.com (以下「本件ドメイン名」という) を登録した。この前半部分は、周立波のローマ字表記である。その後4年の間、本件ドメイン名を使ったウェブサイト (以下「本件ウェブサイト」という) の更新はわずか2回だったが、その2回目の更新である2011年11月2日の更新は、周立波がドメイン名センターに異議申立てをした後のことである。また、2011年5月10日、本件ウェブサイトに本件ドメイン名の売買の意向を表明するメッセージが掲載され、「このドメイン名の売買に関して、他の買取り希望者よりも、上海漫才の周立波様のほうが知名度も高く、我々は彼の芸が大好きだから、周様によるこのドメイン名の買取り及び使用を、楽しみにしている。」との記述があった。2011年9月、周立波はアジアドメインセンターに対して異議申立てを行い、本件ドメイン名を自分に移転するよう求めた。2011年12月7日、同センターは、本件ドメイン名を周立波に移転することを裁定した。

これに対し、岳彤宇は、不服であるとして第一審法院に訴えを提起した。

(2) 第一審判決

第一審法院は、次のとおり判示した。

原告による本ドメイン名の登録及び使用は、明らかに悪意がある。他人の氏名を無断で使用し、公衆に誤認をもたらす不正競争行為にあたるので、原告の請求を棄却する。

(3) 第二審判決

第二審法院は、第一審の事実認定と法の適用を全面的に支持し、上訴人の行為は不正競争行為にあたると判示した。

5. 解説

中国の若い世代にとって、「周立波」という名前は、まず、上海漫才の第一人者であると認識されるが、少し年配の人にとってはもう1人有名な「周立波」がいた。つまり、1979年まで生きていた中国近代文学史上、一定の知名度を有する作家のことである。第一審段階において、原告は、このことを抗弁としていた。しかし、本件ウェブサイトにおいて、作家周立波の作品について何も触れていないから、その抗弁は通らなかった。また、本件ウェブサイトにおいて、露骨に周立波に本件ドメイン名を売り付けようとしたことは、他人の氏名のローマ字表記を使ってのドメイン名登録の悪意の認定の決め手となった。

6. 企業へのメッセージ

中国でその氏名をよく知られている日本の歌手、俳優、スポーツ選手、作家等も、数多い。商標の抜け駆け出願だけでなく、本件事案のように、氏名のローマ字表記を使ってのドメイ

ン名登録が行われる可能性も十分あるため、要注意である。中国国内における一定の知名度があれば、ドメイン名が悪意で抜け駆け登録されたとしても、それを移転させて取り戻すことができる可能性が十分ある。

[特許序委託]
中国の知的財産権侵害
判例・事例集

[著者]
執筆：弁護士 遠藤 誠
執筆協力：馬彦華、丁小萍

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2014年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2013 年 11 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、法令については仮訳であるため、最終的な確認、照会については原文において行われるようお願いいいたします。